

衆議院

財務金融委員會會議錄 第十五号

平成二十九年四月二十五日(火曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事 井上 信治君

理事 藤丸 敏君

理事 山田 賢司君

理事 伴野 豊君

理事 青山 周平君

理事 大岡 敏孝君

理事 大野敬太郎君

理事 勝俣 孝明君

理事 神田 憲次君

理事 坂井 学君

理事 鈴木 準人君

理事 津島 淳君

理事 宗清 皇一君

理事 山田 美樹君

理事 古川 元久君

理事 前原 誠司君

理事 伊藤 涉君

理事 角田 秀穂君

理事 宮本 徹君

理事 小泉 龍司君

土井 亨君

宮下 一郎君

木内 孝胤君

上田 勇君

石崎 徹君

大西 宏幸君

大見 正君

神山 佐市君

斎藤 洋明君

助田 重義君

竹本 直一君

中山 展宏君

村井 英樹君

今井 雅人君

古本伸一郎君

鷲尾英一郎君

大口 善徳君

宮本 岳志君

丸山 穂高君

政府参考人
(財務省主税局長)

政府参考人
(財務省理財局長)

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房年金管理審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省航空局航空ネットワーク部長)

政府参考人
(防衛省大臣官房審議官)

政府参考人
(日本銀行総裁)

財務金融委員会専門員

星野 次彦君

佐川 宣寿君

白間竜一郎君

伊原 和人君

吉本 明子君

坂口 卓君

和田 浩一君

土本 英樹君

黒田 東彦君

駒田 秀樹君

角田 秀穂君

伊藤 渉君

四月二十四日

銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

同(梅村さえこ君紹介)(第九七五号)

同(大平喜信君紹介)(第九七五号)

同(笠井亮君紹介)(第九七六号)

同(穀田恵二君紹介)(第九七七号)

同(齊藤和子君紹介)(第九七八号)

同(志位和夫君紹介)(第九七九号)

同(清水忠史君紹介)(第九八〇号)

同(塩川鉄也君紹介)(第九八一号)

同(島津幸広君紹介)(第九八二号)

同(田村貴昭君紹介)(第九八三三三)

同(高橋千鶴子君紹介)(第九八四号)

同(畑野君枝君紹介)(第九八五号)

同(堀内照文君紹介)(第九八七号)

同(眞島省三君紹介)(第九八九号)

同(宮本岳志君紹介)(第九九〇号)

同(宮本徹君紹介)(第九九一号)

同(本村伸子君紹介)(第九九二二)

消費増税の中止に関する請願(畑野君枝君紹介)(第九八三三)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

財政及び金融に関する件

○御法川委員長 これより会議を開きます。

財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁総務企画局長池田唯一君、検査局長三井秀範君、監督局長遠藤俊英君、財務省主税局長星野次彦君、理財局長佐川宣寿君、文部科学省大臣官房審議官白間竜一郎君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官伊原和人君、大臣官房審議官吉本明子君、大臣官房審議官坂口卓君、国土交通省航空局航空ネットワーク部長和田浩一君、防衛省大臣官房審議官土本英樹君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤渉君。

○伊藤(渉)委員 公明党の伊藤渉でございます。きょうは、一般質疑ということで、地域金融を中心にお伺いしたいと思っております。

「銀行は貸出金利が下がり、人口が減少する中、貸出量を増やすことにより、収益を上げることが難しくなっている。信用力の高い企業や担

保、保証がある企業に融資が集中しているが、このような競争はやがて限界に達する。担保がない企業には、急に貸し手がなくなるとの指摘もある。これは本年一月三十一日、読売新聞に掲載された森長官のコメントでございます。

私自身もここ数年、自分の体験を言えば、例えば、私の地元は愛知県名古屋市中区という下町ですけれども、そこを、まさに地域金融の皆様が一軒一軒訪問をしながら営業をしておられました。その営業の内容は何かというと、住宅ローンの借りがえを営業する。私は生まれてこの方、長年、その町に、その場所に住み続けておりますけれども、そういう金融機関の営業を受けたのは初めてでございます。そういう意味では、本当にお金を貸していく先に随分御苦労をしているんだろうなという印象を持ちました。

また、今、我々政府・与党で進める賃金の上昇を含めた景気循環を生み出すためにも、地方に行けば行くほど、金融機関、そして公務員、あるいはエネルギー系の企業の賃金が上がっていくということはとても重要なだろう、こういうふうに思っております。

そこで、まず麻生金融担当大臣にお伺いをしたいと思っております。この幾重にも重要な地域金融機関の今後の将来像、また展望について、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 基本的には、人口が減少する、そして高齢化が進むということは、お金を預ける人の方が多くて借りる人の方が少なくなっていくところというのが全体的な流れなんです。加えて、今、少なくとも、さきの戦争が終わったこの方、金が増えてくる。金が足りない時代じゃなくて金が増えてくる時代。したがって、みんな借金に返していますので、銀行は金貸しが商売ですから、金を借りる人がなくなると預金が増えれば当然のこととして金利はつけられない、払えないということになってくるというのであります。で、今までの横並びのような感じでのビジネスモデルでは、多分地域の銀行、中小零細地方銀行

等々はなかなか生き残れなくなっているというのが今の取り巻いている現状なんだと思うんですね。

したがって、こういった中小の銀行に対して、やはりみずからのビジネスモデルを探さぬということにもなりませんよ、銀行といえど、黙ってみんなお金を借りて来てくれるものというんじゃないんですよという話をよく申し上げているんですが、ぜひ、いろいろな話で、私も、そういった話で、地域の金融機関にとつて、おたくの地元で持続可能なビジネスモデルというのを考えないと、ほかのところと一緒にとは、そうはいかないので、その地域特有のものがあるんじゃないかという話をさせていた。従来のように、担保があるとか、土地があるとか、保証があるとかなくとかという話でモデルを考えているんじゃないかと、少なくとも、そのやろうとしている企業のプランがいいとか、やっている経営者がいいとかいったような、事業の計画性に対してちゃんと目ききがついて、これはいいかと。

また、おたくで製造しているこの物は何のためにやるのかといったら、こっちの方に使えるんじゃないですかと。今まで納めているお客さんと違うところを、銀行ですから、あつちこつち行っているわけなので、そういった意味で、この商品はこつちに売られたらどうですかと紹介してやるとか、いろいろな形で顧客との関係というものをきちんとしていく。上がらないと収益は上がらず、今のように手数料だけで生きていくことになったって、それはなかなか生きていくというところになるんだと思っているんですね。

したがって、金融庁としては、こういった点を踏まえながら、地域の金融機関に対しては、従来のようなやり方でじつとしていたら金を借りに来るんじゃないかと、今、伊藤先生が言われたように、住宅金融の借りがえなんて大した話じゃないんですけれども、それでも今までは全くやっておらぬのだから、そういった意味では間違いないことなんだと思っております。ぜひ情報という

のをもちと、地場であればあるほど、転勤が少ないので地場にずっといますから、そういった意味では、ぜひビジネスモデルというものを自分たちでつくり上げていかれる努力をされていくように、私も金融庁としても、そういう方向です。ということはいろいろな機会を通じて申し上げていこうと思っております。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。まさにお金を単純に貸すというだけではなくて、貸す先をコンサルティングしながらそこにお金を投資していくというか、そういう機能がますます金融機関に必要になってくる、こう思います。

今週の週末は愛知県の犬伏というところに行きたくていろいろな話をしていたんですが、これはブドウが有名で、ブドウ園がたくさんあるんですけれども、地域の人々がやはり心配していたことの一つは、ブドウ園を廃業する事業者さんが最近増えていて、この先のことを考えると心配だ、こういうお話が聞きました。

これは思うところがありまして、もう出たとおもいますけれども、中小企業白書の中で、今回、いわゆる中小企業の生産性のことを取り上げておりまして、生産性向上の要因を分析していただきました。

一番私が印象深かったのは、本来、経済の理屈からいえば、生産性が高いところが生き残って、低いところが廃業する、あるいは残念ながらマイケットから退出をいたして、全体の生産性は上がっていくものだと思っていました。しかし、今回の中小企業白書をもらいただくとわかるんですけれども、実に生産性を引き下げる要因に廃業がきていて、それはなぜかというところ、生産性が高い会社が廃業して全体の生産性を押し下げているという分析結果が出ていました。

これは極めて論理的には驚くべきことで、ただ、そのことを考えたときに、長らく懸案でもあり、改善をしていくもの、まだうまくワークしていないのではないかとと思われるもの、一つが事業承継です。これはどんどん経営者の年

齢が上がっていますので、それも喫緊の課題として、我々政府・与党でこの解決にまたさらに力を入れていかなきゃいけないと思うんです。

話を金融機関に戻しますけれども、金融機関も近年、先ほど大臣がおっしゃっていたことを、いわゆる借り手の事業性を評価してそこにお金を貸していくんだ、投資をしていくんだ、こういうことを一貫して取り組んでいるわけですから、でも、どちらかというと、ここ二十年、そういうことに余力を入れてこなかったし、そういうことをする人は多分人事上も余力を評価されなかった。今思えば、バブル崩壊後、特に崩壊から約十年の間銀行に勤めた同期なんかと話をすると、今銀行がやっていることは別に誰でもできる、おもしろくないといったことを言っている同期、同僚がいたのを今さら思い出します。

そうすると、やはり、ずっとそういうことをやるうと思つて銀行、金融機関に入ってきた人たちが十分生かされずに、そして、ここに来てもう一回事業性を評価してお金を貸していくんだ、こう大方針を出しているわけですから、まさに人材の不足、そして人材の育成ということに全力を傾注していかなくちゃいけないと思うわけでございます。

そこで、金融行政の監督官庁である金融庁に、人材の育成についての取り組みをお伺いしたいと思います。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

先生おっしゃいました。企業の事業内容あるいは成長可能性といったものを評価する、いわゆる事業性をきっちり評価して、そしてファイナンスやコンサルティング、アドバイスを提供できるような、こういう人材を金融機関としてしっかりと育成されていく、そのために銀行の職員の能力を向上していくということが私どもも大変大事だと思っております。そういった取り組みを組織的、継続的に金融機関組織全体として進めておられるかということは、金融機関に対する金融庁のモニタリングの一つの着眼でもあるかと存じます。

○麻生国務大臣 昨年の五月、六月と比べて、少なくとも、賃金とか企業収益というのを比べてみても、個人消費が、あのときはまだ個人消費に力強さは欠いている状況にあったのではないか、今と比べましてね。しかし、私どもから見まして、少なくとも、需要とかというものを見たり、成長

格が低下しているものがふえてきたりとか、そういうことで、個人消費が弱いのに対応しようという動きの方が今強くなっているんじゃないですか。どうですか、大臣。

○麻生国務大臣　いろいろな面で、ミクロでいえばいろいろなことが出てくることは確かだと思っ

違ったというのは、やはり、昨年の十一月のトル
ンプ政権ができてこの方、我々のフーリンゲ、
感覚として、日米関係の間に、いろいろなことを
言われるであろう摩擦等々の問題は、少なくとも
今のところない。そういった話を見て、今までと
は違って、摩擦に基づく日米交渉ではなくて、協

んだわいでもありませんよね。しかも、大臣とベ
ンス副大統領の記者会見を見ていれば、両方、
言っていることがかなり違うんですよ。認識の
違いがかなりあるんじゃないかということが明ら
かになった。ですから、そういう意味では、今
後、これが具体的に進んでいく中では、当初言わ

れていたような懸念がまたもたげてくる可能性
だつて十分あると思うんですね。

大臣は、今までは状況が全然違つて、ことし
後半にはそうした姿が出てくるというふうに言わ
れますけれども、さつき御自分でも言われました
けれども、例えば今の北朝鮮の状況とか、あるい
はヨーロッパがどうなるかということも含めて考
えると、むしろ、ここから先は不安定要因の方が
大きいんじゃないかと私なんかは考えるんです
ね。

そういう中では、大臣は、設備投資は積極的だ
という話かもしれませんが、私なんかは経営
者の方々に聞いたりしていると、ちよつと、な
かなかこういう先が見えにくい状況の中で、思い
切った新しい投資とかそういうことはむしろやり
にくい状況にも入つてきていると。

ですから、何か大臣の発言を聞いていると極め
て樂觀的なんですけれども、そんな樂觀できるよ
うな具体的な根拠はあるのかな、むしろ、近い将
来を見ても不安定要因の方が多いんじゃないかな
と思つていられるんですけれども、大臣はその認識
は違いますか。樂觀的なんですか、やはり。

○麻生国務大臣 経営者は常に樂觀的じゃないと
やつていけないのですから。そういう意味では、
私は、石炭の閉山に追い込まれたときもありま
したけれども、樂觀的にやつてこないとなれぬ
ものなんだと思つてはいるんですけれども。

今私どもが抱えております状況というのは、心
配事を挙げれば幾つでもありますし、きょう、あ
す何か起こりそうだしといつていろいろテレビで
おつたりしている話も幾つか聞いたりすること
も事実ですけれども、私どもは、今、日本の中にお
いて、最も政権が安定した中において、政権が安
定した結果、経済政策に継続性を持たせることが
できた、それも確かだと思ひますが、そういった
おかげさまで、少なくとも四年前とは違つた
形になつてきているという事実を踏まえ、私ど
もとしては、その中で一番懸念と言われているの
が、何といつても、日米関係がどうなるという話

は結構大きな要素だつたと記憶をします。

その中であつて、少なくとも昨年からことしに
かけてその状況が大きく払拭されて、首脳会談
以降も、いろいろな、向こうから来る方々の話と
確かに個別で意見が違ふのは当然ですけれども、
私も今から、詰めていかなければと言ひますけ
れども、詰めていこうにも、相手がまだスタッ
フがでさうが上がつていませんから、残念なが
ら細いことまで詰められる状況にない、それは私
どもの事情じゃなくて向こう側がいないんです
けれども。

そういったものがでさうが上があれば、少なく
とも、次官とか審議官とか局長クラスのところ
で話がだんだんだんだん詰めて上がつていける
ことになつてまいりますので、そういった状況
になつてくれれば、私どもとしては、やるべき
ことはこういうことと、きちんとした話ができ
上がる、極めて建設的な話になつていけると
思つております。

いろいろな、心配事、中国の経済が崩壊した
らどうなるのかなとか、いろいろな話をおおつ
て、いろいろなことに書いてあるのは確かです
けれども、同時に、我々は、きちんとした日米
関係という、少なくとも世界第一と第二の経済
力、そういったようなものが極めて大事なこ
となのであつて、そういったものが日本とい
うものの経済を、また一人一人の経営者の
気持ちを、少なくとも前向きに変えてい
つてくれる大きな要素になり得る、私ども
はそう思つております。

悲觀的なことばかり考へてはいるわけでは
ない、かといつて、では超樂觀的かと言われ
れば、私はそう樂觀主義者とも思ひません
けれども、ほかの人に比べれば樂觀主義
的なかもしれません。

○古川(元)委員 悲觀的というよりも、や
はり現実をちゃんと正しく直視するとい
うことが大事じゃないかと思ひます。で
すから、私は、大臣のこの発言、現実を
ちゃんと正しく把握した上で言つていら
っしゃるのかどうか、そのところが
大きな疑問なんです。

先ほどからおつしやつていますが、そ
う

いうことを言われるのであれば、昨年、消費
税の引き上げを二度目延期する前、直前も、そ
して一回目の延期をした前も、ちよつと前
までは大臣は、ちゃんと上げられる、大
丈夫だと言つていたんですよ。それが突
然、去年なんかも、それこそ五月の月
例経済報告では、政府として閣議で決
めるものについては、何らそんな表現も
何もなかったのに、その同じ週に突然、
サミットに出るところの資料で、今の世
界経済はリーマン・ショック前夜だとい
う話になつて、そして消費税の引き上げ
を再延期するという話になつたわけだ
すよね。

これは明らかに、もしそれが本当に正し
いんだつたら、やはりそのその前の認識
がちゃんと現実を見ていなかったんじゃない
ですか。あるいは、そうじゃないんだつ
たら、まあ、そもそも私は、リーマン・
ショック前夜だと言つていたところ
は一体どこに飛んでしまったのかと思ひ
ますけれども、その後の経過を考えま
すと。そう言つていて、翌月の月例
経済報告には、そういう発言を受けて
の記述も何にもなかったですよ。

だから、そういうことを考えると、経済
に対する見方が、思ひは別に樂觀的でも
いいですよ、しかし、現実を客觀的に直
視するという意味で見ると、余りにそ
こは現実をちゃんと直視してないん
じゃないかなと。直視してないことを
言つてはいるんだつたら、ちゃんとそ
の根拠を示してくださいということなん
ですけれども。

大臣、では、それだつたら、ちよつと
伺ひしますけれども、去年の、突然、
リーマン・ショック前夜だといつて、そ
れで消費税の引き上げをまた再延期し
たわけですから、今から考えれば、あ
の見方は間違つていたと思ひますか。
どうですか、それは。

○麻生国務大臣 リーマン・ショックとい
う状況というのは、市場からい
ゆるキャッシュがなくなつたとい
うのがリーマン・ショックの一番大
きな現状だつたと思ひますけれども、
あのような状況にならなかつたことは
確かなので、その意味で

は判断は違つていたんだというの
はもうはつきりしてはいます。事実、
キャッシュは間違いなくなくなり
ませんでしたから、そういった意味
では違つていたんだということは
確かだと思ひます。

片方、いわゆる景気というものは、
私どもが考へてはいるほど、確
実に伸びてきてはいたけれど
も、もつと急に行くようなもの
にはならずという状況で、八
%の後、尾を引いたというの
が、我々の想像よりは長く響い
ているという判断というのは、
それなりの、別の方の御意見
はそういう意見もありました
ので、そちらの方の御意見に
よれば、間違いなくもつと伸
びるはずではなかつたのか等
々で、意見の分かれたところ
ではあります。

私どもは、上げるべきだとい
うことを申し上げた財務省と、
そうじゃない方と意見が分
かれたんですけれども、最終
的には上げないという方向
で決めさせていただきました
けれども、私どもとしては、
あれがリーマン・ショック
の前夜のごとき、いわゆる極
めて危険な状況だつたとい
うほどのもではなかつた
と、現実そうなりません
でしたから、今でもそう思
つてはおりますけれども、
ただ、形として、今、少
なくとも景気というもの
は、財政的には問題はあ
りますけれども、景気の
面からいって場合は、上
げなかつたがゆえに、今
の状況、上がつてきて
いる状況というのは、間
違ひなく〇・三、〇・四
と上がつてきていること
は確かだと思ひますので、
そういった意味では効果
があつたかなと思つて
おります。

○古川(元)委員 でも、今、大臣、
上げなかつたからこの状
況だと言ひましたけれど、
上げるのは四月の予定
でしたからね。御存じの
ように、上げると言へば、
その前には駆け込み需
要もありましたから、も
つとよかつたはずなん
ですよ。

だから、今の状況が、大臣さ
つき言われたように、今
までは状況が全然違つ
て、いい状況だと言
うんだつたら、今から考
えてみると、これはや
はりそもそも予定ど
おり上げるべきだとい
う

ふうに思いませんか。大臣、どうですか。

○麻生国務大臣 これは、私の状況判断とか私の個人的な感情を言っても始まりませんのであれですけれども、少なくとも私は、上げないなら上げないの、結果、それなりの結果はいい意味合いの結果も出ているという面も確かだと思っております。

○古川(二)委員 でも、結局、引き上げを先送りしたことによって、予定していたことができないとか、あるいは二〇二〇年のP.B.黒字化の目標も極めて難しくなっているとか、やはりそういう問題も起きていくわけじゃないですか。

そういう意味では、これはやはり、今から振り返ってみると、突然、何かリーマン・ショック前後という声が出てきて、実際にそれは起きなくて、今大臣がおっしゃっているような形で、今がもう消費税が十分上げられるような、そういう状況が整ってきているというんだしたら、やはりこれは、今から振り返ってみれば、予定どおりやっておくべきだったというふうに思うのが普通じゃないかと思いますが、どうですか、大臣。

○麻生国務大臣 予定どおり上げておけば、逆に言ったら、今のようないきなり、少なくて、駆け込み需要の反動によって、その分だけ、ついたら、しばらくマイナスが出ますので、そういう面を私もちゃんと計算しておかなきゃいかぬところだと思っておりますので、その意味では、今の面は確かに、上げておけば、上げなかったが、結果がという、両方意見が出てきて当然なんだと思えますけれども、少なくとも今の状況で、私もとしては、上げずに来たがゆえに、少なくとも安定した経済というものの成長がこれまできちんとできてきているという面も確かだと思えます。

ただし、その分だけ財政の面はきついではないか、二〇二〇年のプライマリーバランスの話はどうだという点も、我々としては、財政を預かる者としては考えないかぬところなので、そういった点は、プラス、マイナス両方あるかと存じます。

○古川(二)委員 やはり、私は、今のままいくと、そんな、大臣、今の時点で、二〇一九年十月、上げやすい状況が出てくるんじゃないかと言いますが、二度あることは三度ある、直前までは大丈夫、上げられると言っていて、またやはり上げないということになるんじゃないか、そういう危惧を大抱いておられます。ですから、やはりそういう意味では、きちんと、正しい、樂觀的なというんじゃないくて、ちゃんと数字とかに基づいて現状把握をしていただいて、その上で判断をしていくということが大事だということを申し述べて、次の質問に行きたいと思えます。

次に、自民党内でちよつとさやかれております、という提案されている、子供保険についてちよつとお伺いしたいと思えます。

先日、自民党内で、保育や教育に係る費用を賄う財源として、子供保険の導入が提案されました。私は、教育無償化の財源として教育国債を発行するという、子供に係る費用を子供たちにツケ回しする、そういう提案よりはよっぽどましだというふうに思いますけれども、しかし、この負担を社会保険という形で求めるというのは、ちよつと違うんじゃないかなというふうに思っています。

そもそも、大臣は、税と社会保険との違いというのをどのように認識しておられますか。

○麻生国務大臣 基本的に、税といえば、国とか地方自治体が行う給付やサービスの財源を賄うために、担税力というものをある程度踏まえた上で、国民とか県民とか住民から徴収するというもので、基本的に、税を財源とした場合は、特定の給付とかサービスとかというものの直接のいわゆる対価性というのにはありませんで、負担する人と受益者が必ずしも一致しないというのが税かと思っております。

傍ら、保険の方は、一般的に、誰しもが出つくわすであろういろいろなリスクというものをある程度考えて、それに備えて、必要となる給付とかサービスとかいうものを行うべき、その財源として

て保険料というものを行う仕組みなので、結果として、給付やサービスには当然のことながら対価性がありますので、負担している人と受益する人とか基本的な一致するところがあるが、税と保険の一番の違いかという感じがしますけれども。

○古川(二)委員 私はその認識を共有するんですけど、きょう、ちよつと資料をお配りさせていただいておりますけれども、国民負担率の推移を見ていきますと、国民負担率は高齢化とかに伴ってずっと上がってきているんですけども、これを見ていただくと、租税負担率というのは、国民負担率が上がっていく中で、そんなに、昔から比べると、ぐつとふえていくわけじゃないんですね。一方で、社会保障負担率というのは、基本的に右肩上がりであって、この多くは、やはり社会保険料の負担なんです。

ほかの資料なんかを見ても、年金とか医療保険などの社会保険料負担というのは、ずっと一貫して、やはり負担はふえてきているんですね。例えば厚生年金の保険料は、平成十六年以降は毎年ずつと上がっていますし、また医療保険の組合健保なんかの保険料も、平成二十年以降は毎年上がっているんです。ほかの、国保とか国民年金なんかの保険料も、基本的に右肩上がりであつて、上がっているところがあります。

では、社会保険、さつき大臣言われたように、社会保険というのは負担と給付が対応していると言っているけれども、しかし、では年金は全て保険料でやっているとすれば、税負担の部分もある。医療だつて税も入っている。その税による負担部分は余りふえなくて、まあ年金については、これは我々も七転八倒の苦しみをして、三分の一を二分の一に引き上げる、その財源としての消費税の引き上げをお願いするという決断をしました。しかし、そういうことをやったことはやっただけで、社会保険というの、完全に社会保険料だけで賄えるかという、税とのマッチングとされているのが実態であります。

そういう中で見ていくと、社会保険料の負担だけはどんどんふえているんですが、一方で、税の負担というのは、財政上の理由もあってそれほど伸びていないというのがこの数字から見ると見えるんじゃないかなと思っております。

私は、やはりこういう姿を見ていくと、ちよつと余りにも、この間、税ではなくて社会保険というものに国民の負担をお願いし過ぎてきたんじゃないかなというふうに思うんですが、大臣はこの点についてはどのように考えていらっしゃるんですか。

○麻生国務大臣 これは非常にわかりやすい資料ですね。よくできていると思えます。

古川先生の御指摘のとおり、負担率だけ見ますと、これは間違いなく、近年の租税負担に比して社会保険料の負担の方が増加してきた、これは間違いのない事実なんだと思っております。

税負担は、やはり税制のあり方だけじゃなくて経済状況によっても大きく変わります一方で、社会保険料の負担というのは、必要な給付というものを社会保険で賄うという保険の原理原則みたいなものに基づいておられますので、そういう意味で査定されていることから、高齢化が進んできまうので、それに伴って社会保障給付費というものが増加する、上昇しているということなのであつて、社会保険料に過度に依存しているというようなことではないかと思っております。

その上で申し上げれば、税負担については、現行の社会保障制度は、給付に見合う負担を今、おっしゃったように、確保できていないので、税で賄ってきているという部分もありますので、多額の負担をツケ回しているということも事実であらうと存じますので、このような現状を考えれば、やはり政府としては、民進党にも合意をいただいた社会保障と税の一体改革というものを推進して、社会保障の安定化、また、ひいては財政の健全化に努めているところですから、引き続き、社会保障の持続性というものの、持続の可能性というものの確保というものは、これは極めて大

事なところだと思つて、この点についてはきちんと努めてまいりたいと考えております。

○古川(元)委員 さつきも申し上げましたけれども、私は、これはやはりちよつと、もう少し、社会保険制度を維持していくために、税による支える部分もないと、特に社会保険負担というのは、働いている人だけじゃなくて事業主の負担もあるんですね。

特に、中小企業の人たちにとつてみますと、この労使折半というものの負担がどんどんどんどん重くなつていくというのが、それこそ非正規雇用をふやしたりとか、そういうことにもつながつていくわけであつて、過度に社会保険というのに頼つていくというのは、むしろ、今の雇用環境とかの状況を考えると、一人でも多くの人がちゃんと正規雇用の中で働いてもらうようにするという意味では、これ以上社会保険負担をどんどんふやすというよりも、そこところは、社会保険料だけでこういう年金とか医療とかいう社会保障制度も賄われているわけじゃないですから、やはりそこは税による負担の部分を手厚くすること、これを考えるのが、私はあるべき姿じゃないかと思つています。

そういう中で、今自民党の中で提案されている子供保険ですけれども、これは、子供が必要な保育、教育等を受けられないリスクを社会全体で支えるものというたてつけなんですけれども、私は、子供が必要な保育、教育等を受けられない、これをリスクというふうに見るのはかなり無理があるんじゃないのかなと。

大臣、こういう保育とか教育に係る費用というものは、もちろん、受けられないと子供たちにとっては、将来がありますから、そういう意味ではリスクかもしれないが、しかし、ここはやはり国としてきちんとそういうものはサポートしていくというやり方があつて、何かこれを、いわゆる年をとるリスクをカバーする年金とか、病気になったときのリスクをカバーする医療保険とか、そういうものと同じような横並びでリス

クとして見るのは相当無理があるんじゃないかと思ふんですが、大臣自身は、こういう保育とか教育等に係る費用の財源調達の方法としては、本来、税と社会保険、どちらが適当だというふうに考えていらつしやいますか。

○麻生国務大臣 これは古川先生、今の現状を税で対応できればいいんですけども、残念ながら、今、税で対応できない分は、国債という名前の借金で賄つていますので、これを仮に、子供保険じゃなくて、子供国債、子供債券というようなことを言つていた人も一時期おられましたけれども、それこそ将来にツケ回していることになりま

すので、そういうような形よりは子供保険の方が、少なくとも子供国債に比べればいいんじゃないかという感じは率直な実感ですけれども、いずれにしても、これは今、自民党が何か出したという話なので、その内容を詳しく承知してないの

で、お答えは差し控えてさせていただきますけれども、いずれにしても、将来世代に負担を先送りしないで、社会全体で子供を育てるという仕組みづくりというものをやはり目指すということを考えないかぬのだと思つて、その趣旨を考えると、自由民主

党の政調の中でいろいろ考えたという話だけしか聞いておりませんので、ちよつと今、それ以上のことは申し上げられませんが、少くとも、今申し上げましたように、子供を育てるというのを社会全体でやつていくことを考えると、この国の将来というものを考えていつた場合においては、やはり安易に、今の借金でばいというのではない方がいいのではないかと、これは率直な実感です。

この提言をまとめた中心の小泉議員なんかイ

二五と四五じゃかなり負担率に差がありますので、そういった意味では、私どもとしては、こういったものを十分に参考にしながら制度設計を考

えないかぬところだと思つております。

○古川(元)委員 我々の党も、教育の無償化を、幼児教育も含めて目指していきたいと思つていま

す。その中の、財源については、やはりこれは、安易に次の世代にツケ送りするような形でない

形、ちゃんと確保する形、私も党の税調会長でもありますので、しっかりとそこは党内でも議論していきたいと思います。

ぜひ、これは、政府や与党の方においても、やはりそこは筋論の、これなら取れるからということ

とじゃなくて、やはり、まずちゃんと筋論でどうあるべきかということをしつかり議論していただき

たい、そうした建設的な議論をまた交わさせて、私からの質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○御法川委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 民進党の古本伸一郎でございます。どうぞよろしくお願ひします。

中距離それぞれあると思いますが、北は日本をピンポイントで狙って攻撃するだけの能力を既に有しているという理解かどうか。

○土本政府参考人 今委員御指摘の北朝鮮の弾道ミサイルの關係でございしますが、確かに、總理の方からも述べられているように、今、北朝鮮というのは、新たな段階の脅威ということで、非常に各種の能力を身につけているところでございます。

○古本委員 いや、もうワイドショーの方が詳しいですよ。そんなことを言っているやだめだと思えますよ。

あるに決まっていますよ。だから、与党をして、いや、かりそめにも与党の国防部会で、巡航ミサイルを初め、我が国としての敵基地攻撃能力を保有すべく政府において直ちに検討すべしと提言しているんですから、これは検討に入るんですよ。

いわゆるブーメラン段階で落とすというのはなかなか難しいと承知していますけれども、大気圏外に飛び出した弾道ミサイルをどうやって落とすかなんですけれども、恐らく、第一迎撃はイージス艦なんだと思いますが、現在我が国の就役しているイージス艦、艦数、並びに一隻当たりのSM3の装填状況を答えてください。

○土本政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの、まず最初の御質問の關係でございしますが、北朝鮮による弾道ミサイルの開発や運用能力の向上に関して、先ほど、若干答弁が不十分だったもので、補足させていただきたいと思えます。

まず一点目でございますが、昨年二月に人工衛星と称する長距離弾道ミサイルを发射したほか、グアムが射程に入ると言われる中距離ミサイル、ムスタンズを发射するなど、弾道ミサイルの長射程化を図っているというのが一点目でございます。

二点目といたしましては、本年三月六日には四発の弾道ミサイルを同時に发射いたしました。昨年九月にも三発の弾道ミサイルを同時に发射

し、三発とも我が国EEZ内、ほぼ同じ地点に撃ち込むなど、実戦配備済みの弾道ミサイルの技術的信頼性を向上させているものと見られる点が二点目でございます。

三点目といたしまして、任意の地点から发射が可能な发射台つきの車両、いわゆるTELからの发射や潜水艦からの弾道ミサイル、SLBMの发射を繰り返すなど、打撃能力の多様化と残存性の向上を追求しているという点が見られるということでございます。

さらに四点目といたしまして、弾道ミサイルの固体燃料化を進めている可能性があります。一般的に、固体燃料のミサイルは、液体燃料に比べまして即時の发射が可能であり、发射の兆候が事前に察知されにくいなど、奇襲的な攻撃能力の向上も図っている点と見られております。

このような北朝鮮による核、弾道ミサイルの開発や運用能力の向上が、昨年来、我が国を含む地域及び国際社会に対する新たな段階の脅威になっていると認識しているところでございます。

あと、委員御質問の第二点目の、イージス艦に何基のSM3ミサイルを搭載しているかという点につきましては、これは我が方の手のうちになるということで、大変恐縮でございますが、答弁は差し控えさせていただきたいところでございます。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○古本委員 イージス艦は六隻でしよう、就役しているのは、一隻当たりは、恐らくSM3は、ランチャーは八基ですよ。さまざまな情報を分析すると、多分八基。

では、一発当たりのスカッドミサイルを落とす打率は何割なんですか、迎撃率は。

○土本政府参考人 迎撃率につきましても、こちらの運用の細部にわたるといって、大変恐縮でございますが、答弁を差し控えさせていただきたいところでございます。

○古本委員 大臣、ちなみに、朝のワイドショーでは、SM3のイージス艦からの迎撃率は九五%

だとワイドショーで言っております。この後にお尋ねするPAC3は九〇%だと言っている。

つまり、事実をきちっと国民に説明した上で、もし迎撃率が低いならばイージス艦をふやすしかないんじゃないですか。一隻幾らですか。

○土本政府参考人 お答え申し上げます。

イージス艦の価格につきましては、為替変動や物価状況等の影響もあり一概に申し上げることはできませんが、平成二十八年度に建造を開始したイージス艦一隻の予算は千六百九十七億円、平成二十七年に建造を開始したイージス艦一隻の予算は千七百十六億円となっております。

○古本委員 「こんごう型」と「あたご型」、さらに次世代イージスのことを言われているんだと思うんですけども、要すれば、一隻当たり大体千五百億前後の新造費がかかるんです。

与党の御提言によれば、少なくとも弾道ミサイルでの敵基地攻撃能力は、なかなか射程に入っていない書きぶりになっています。防衛省から頂戴した事前の資料でも、弾道ミサイルについては検討の外のよう気がします。

他方、今度F35タイプAの導入を承知していますけれども、では、F35で空爆するのか、あるいは既存のF15でいくのかといっても、相当なネットワークで防御システム、敵基地のレーダー網のジャミングなどなど装備をしなければ、平壤上空までたどり着くことなんて夢のまた夢です。それに搭乗するパイロットがいるならば、相当な覚悟と命と引きかえにということに恐らくなると思えますね。

そうすると、航空機によるアタックというのは相当難しい。それが現実的には、明示的に書いてある。これは与党の国防部会長の名において出されている資料ですよ、巡航ミサイルと書いていますね。

では、トマホークは、日本のイージス艦に配備ランチャーに入りますか、あのカセットに。

○土本政府参考人 イージス艦は、委員御案内のとおり、護衛隊群全体の艦隊防空の任務や弾道ミサイル防衛の任務を担うこととしておりまして、米国のイージス艦と同様に、対空ミサイルSM2や弾道ミサイル防衛のためのミサイルSM3を发射するための垂直发射装置VLSを装備しております。

他方、我が国のイージス艦は、対地攻撃性能は保持していないため、当該发射機でトマホークを发射することはできません。

○古本委員 つまり、同じイージスシステムを載せている米海軍の艦船と我が海上自衛隊の護衛艦、自衛艦、イージス艦と比較したならば、いわゆる艦対空あるいは艦対艦はありますけれども、艦対地はないんですよ。それは当然です。さまざまな議論の中で、地上を攻撃する前提のトマホークは想定していない、だから検討しなきゃならないんだと与党の国防部会が提言されていますね。

でも、これはイージス艦をまた一からつくり直すのかという話か、あるいは大改修が必要になるわけですよ。私は事実を、打撃率、迎撃率は国家機密ですと朝のワイドショーで言っているんですから。しかも、元海上自衛隊の司令官であった海将が御発言されているんですよ。

私は、国民の皆様、今こそこういうことをお伝えした上で、イージス艦を一隻改修するにはこれぐらいかかる、費用対効果はこうだけれども、それでもやらなきゃいけないことがあるというのは言うべきですよ。やはりそういうことを言わずして、なぜか不安だけあおる。一〇〇%迎撃していただけるというのなら、安心の上ないです。

次に、PAC3に行きますよ。PAC3高射群は、今、日本に幾つありますか。六高射群ですよ。三沢、首都圏防空、岐阜、九州、沖縄、これは全く中国、四国地方は空白じゃないですか。中国、四国の選挙区の先生方は我慢しろと言っているんですか。PAC3の高射群をふやすのに、一高射群幾らするんですか。

○土本政府参考人 今、委員の方からPAC3の

○古本委員 そうなんです。一高射群編成するには、多分二千億というのは周知の事実でありますよ。ただ、その高射群を一つふやしたところで、肝心かなめの迎撃率は、これは国家機密だと

申し添えさせていただきますと、平成二十七年
度の補正予算におきまして、二〇二〇年代初頭ま
でに在宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備を
行うこととし、国費ベースで九百二十一億円を計

○吉本政府参考人 厚生労働省といたしましては、保育所の整備とあわせまして、保育を担う人材、保育士の確保に努めているところでございますが、残念ながら、潜在保育士と言われている方

きょうは、国防の元部会長でもいらつしやる副大臣にお尋ねしますけれども、千億しかなかった

ら、どっちに使いますか。

○大塚副大臣 財務副大臣という立場で立っておりますけれども、御指摘のように、社会保障あるいは安全保障、これはどちらも重要でありまして、どちらも国民の命と生活を守るための国家が果たすべき最重要課題の二つだと思っております。

特に社会保障については、これは社会に内在する問題にどういうふうに応えていくか、そういうリスクから国民を守っていく、安全保障については外的な脅威から国民を守っていく、こういうことになりまして、そもそも、どちらもサービスに需要があるわけですから、需要の出るものと違うということがございます。

したがって、どっちかを対応すれば、どっちかを切り捨てていいというふうなものでもないというふうな私自身は思っております。ただ、実際にどれくらいお金が出ていくかということを考えますと、財政状況が非常に厳しいというこの制約があることもまた事実でございますけれども、その中で、社会保障の関係費は二十九年度で約三十二・五兆円、一方で防衛費、安全保障は防衛だけじゃありませんけれども、防衛費で見ますと、S A C O 除きで四・九兆円という形になっております。

さらに、今、財政健全化を図っていくという観点から、経済・財政再生計画という枠組みのもとで三年間で一般歳出の伸びを一・六兆円程度に抑えていく、こういう目安のもとに予算を組んできているわけですが、このもとで二十九年度予算も全体で五千三百億ほど伸びておりますけれども、その中のうち五千億が社会保障関係費で伸びている。五千億、社会保障で伸びているということは、これは防衛費の割を、単年度で社会保障で伸ばして食っている、こういう状況にもなっているわけでございます。

それから、先ほど先生がいろいろ御指摘されました子ども・子育て関係の費用、これは我が国にとっても喫緊の課題、非常に重要なところなわけ

ですけれども、金額としては数百億とか、足し上げて一千億というオーダーで古本先生はおっしゃっておりますけれども、年金、医療というふうなところがやはりボリュームとしては非常に大きいところがございます。年金で見ると二十九年度予算で十一兆六千億、医療でいうと十一兆七千から八千億、こういうオーダーになっているところでございます。ここから目を背けて、社会保障の新しいニーズ、子育てニーズにも対応はできないだろうと思ひますし、あるいは安全保障のニーズに比べていくこともできないというふうな思っているところでございます。

いずれにしても、この厳しい財政の中で国民の命を守るという非常に重要な、国家にとって最大限重要な仕事であると思っておりますので、それをしっかりと支えるべく、財政当局としても全力で頑張っていく、こういうふうな思っているところでございます。

○古本委員 ありがとうございます。

大変しびれる判断が必要な場面にいよいよ入ってきたと思ひますね。財源を確保しようと思つて消費税をお願いしたら、なかなか上げられる環境にないと政府は御判断をされ、そして他方で、社会保障関連、とりわけ子育て分野に、自民党の皆さんも、今ごろになつてという感がありますけれども、非常に開眼されているような感じがいたします。歓迎ですよ。かつて、高等学校の無償化を無駄遣いだとか大変やめていた、皆様が、今や大変な理解者じゃないかなというふうな思ひますよ。

ともに財政需要がある中で、例えば、これはさつき紹介しましたけれども、既存のイージス艦にクルージングミサイルが積めるかどうかという、積めない。積めない設計だったのか、将来、積める可能性のある設計をしていたのか、これは大きく原価低減、原価改善ができる可能性はあつたわけですよ。やはりそういう議論から逃げちゃだめだと思ひますね。

他方、陸上自衛隊は本当に地上戦をやるのかと

いう話ですよ。今やもう恐らくミサイルでやり合うか、あるいはジャミングするか、さまざま、中には、きょうは防衛委員会でもないので入りませんけれども、そうすると、防衛省全体でも節約しなきゃいけないところは山ほどあると思ひますよ。

そういう議論を、財務省は嫌われて何ぼの財務省だと思ふので、五月の連休も終われば、もう三年度の予算に入っていくと思ひますので、強く提言をしておきたいというふうな思ひます。

国民は、千億あつたら、子育ても介護も、そして安全保障もともにと言ひますよ。こんな魔法のような話はない。そこで、政治は、誰に負担していただく、それをどなたに使うのか、何に使うのかということから決して逃げてはいけない、その思ひます。

きょうは、主税局に来ていた、だいていですが、三十年度税制改正の議論がもう間もなく始まるんだらうと思ひますが、とりわけ所得税に絞つて、とりわけ控除に絞つて、何か、今、方向感を持つていられるのであれば、披露していただけますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

所得税の控除に関する御質問でございます。二十九年度の税制改正におきましては、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応する観点から、配偶者控除等の見直しを行ったところでございますけれども、その上で、今後、数年をかけて、個人所得課税改革に取り組んでいくこととしております。

具体的には、平成二十九年度の与党税制改正大綱におきまして、所得再分配機能の回復の観点から、基礎控除などの人的控除等における控除方式の見直し、多様な働き方を踏まえた、所得の種類に応じた控除と人的控除のあり方の見直しなどの改革の方向性が示されているところでございます。

与党での御議論も踏まえながら、個人所得課税改革につきまして、引き続き丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

○古本委員 恐らくこの各種控除が、一度整理しなければ、ただでさえ先細っている所得税収がますます先細る、こういう全体の危機感を財務省が持っている、政府も持っているんだと思ふんですが、これは、私たちは絶対に忘れてはならない事実を一つここでござらしたいと思ひますね。

平成元年、竹下登先生が消費税を導入されたときには、所得税も法人税も同時に減税を入れていきますから、一人一人で見れば、国民全体でなれば、これは負担増になつてないはずですよ、ほぼ。

そして、平成九年、橋本龍太郎さんが、橋本先生が5%引き上げをやつた際も、同じく所得税の定率減税などを導入し、法人税も減税を入れ、ほぼレベニュー・ニュートラルだったはずですよ。

私どもが与党のときに社保・税一体改革、自公の皆様とも一緒になつて実現させていただきまして、けれども、あのときは史上初ですよ、単なる負担増、減税を入れませんでしたから、さらには復興増税もお願いしましたから。

数少ない、負担を軽減する。言うならば、担税力が弱い地方都市、これは、平均所得が都市部の方が高いですね、地方の方が低い。この担税力の弱い地方都市に住む方ほど、実は負担の重い税がある。これはなぞなぞでも何でもありません。

前回、総理入りのときでしたので、冷静な、静かな議論が短い時間でできませんでしたけれども、改めてござらしますと、都道府県庁所在市別世帯当たり自動車関係コストを見ますと、税金でしよう、それから高速代金、ガソリン代、もちろん駐車場代とかもありますけれども、任意保険代、全部入れますと、東京都区部、大阪都市部が世帯平均で十万円です。これは何と、山形とか富山とか山口とか地方都市に行くに二十五万円以上、二十八万、三十万です、三倍です。その多くを占めているのが自動車関係諸税であつたりするんですよ。

きょうは、大変無理を言つて、委員会をかけた持ちで、今駆けつけていただきました。自動車の任

意保険を担当されております越智副大臣にお尋ねしたいと思ひますけれども、地方に住む皆さんにとつて大変負担の重い生活経費になつてゐるなという御実感は持つていただけないでしょうか。

○越智副大臣 今、地方に住む方の自動車保険料、これが高いという実感はあるのかというお話でございましてけれども、前に、地方にどうか、若い方の保険料はどうかということを調べたことがございます。

例えば、千ccクラスのエントリーカーで二十の方が初めて保険を契約したときには、いろいろと会社によつても異なりますけれども、一般の補償内容で月額大体三万円ぐらいということを調べたことがございまして、そういう意味では、その金額だということは認識してゐるところでござい

○古本委員 副大臣、もうちょっとサービスで踏み込んでいただきたいと思ひますけれども、だつて、三万円ということでは、年間で三十万円払うということですよ。十八歳で免許を取つて、アルバイト代をこつこつためたお金で買った車で、自賠責で走ればいいじゃないかと。でも、万が一事故を起したら、やはり任意保険に入つておかないと心配ですよ。親御さんも入つたらどうかとアドバイスするでしょう。

そのことからいふと、東京、大阪、京都あたりと比べて、山形だ、山口だというのは三十万です、三倍、世帯負担が。それで世帯収入は絶対東京の方が高いんですから、平均したら、もう一々言ひませぬけれども、やはり地方都市ほど、もちろん委員長の御地元も入つていますから、高いですよ。

そうすると、やはりこれは金融庁としても、何か考えていただくことは難しいにしても、負担だなどという認識だけは持つてゐるかどうか、ここが大事なんです。いかがですか。

○越智副大臣 先ほど三万円と申し上げましたが、年間にしますと四十万近くということではございますので、それなりの金額だなどというふうには

思つております。

一方で、保険料の設定に関しては、業法の五条において、リスクに応じて保険数理に基づいて合理的な妥当なものであることとすとか、あるいは保険契約者間の公平が保たれてゐるということの要件を満たすことが求められてゐるということもございまして。こういうことで、任意保険の保険料については、損保会社が運転者の属性等リスク実態を踏まえて保険数理で算出してゐるものだ、これは前提でございまして。

その上で、先ほど都市部と地方の間の金額の差というお話がございましたが、私もその事実関係は確認しておりますが、一つには、世帯の保有する自動車の台数等の関係もあると思ひます。そういう中で、多くの保険会社では、地方に多い、若者も含めた家族で複数の自動車を所有する場合などに、保険を一括して契約すれば事務経費の軽減に依つて保険料を割り引く制度を導入するなど、保険契約者の負担軽減に向けた創意工夫に取り組んでゐるということも聞いておりますし、また、テレマティクス保険といふものが、安全運転を心がけるドライバーに、より低廉な保険を提供する観点から、自動車に搭載されましたデバイスなどを用いて運転挙動等をきめ細かく把握して保険料に反映するといった取り組みを始めてゐる保険会社もあるというふうに出てゐるところでございまして、金融庁としましては、今後も、保険会社において顧客属性やニーズに応じた商品開発がなされるように、その取り組み状況をしっかりと見ていきたいというふうに出てゐるところでございまして。

○古本委員 負担だというのは、今数字も言つていたのだと思います、そこはかとなく認識はしていただいていると思ひますけれども、ちよつと大臣が今外されてゐるので、一緒に聞いてもらいたかつたですけれども。

主税局長、控除の改革を今後していく中に、カセットとしてはめ込んでほしいと思ひますけれども、私は一つのアイデアとして、例えば確定

拠出年金とかあるいは共済年金とか、いわゆる積み上げ部分については所得控除できますよね。生命保険だつて、地震保険だつて、控除できる。そういう意味では、実はこの自動車の任意保険の所得控除の可能性というのは税の理屈としてあり得るかどうかということについて、少しコメントいただければ。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。自動車、特に地方において生活必需品であるために、所得税の課税対象となる所得から自動車保険料を控除してはどうかという御趣旨の御質問だと思ひます。

この問題をまず考えていく上で、個人が生活していく上で必要な支出、これは自動車以外にも、例えば光熱水料等とか家賃、携帯電話等の通信料など多岐にわたりますので、こうした中で自動車保険料を取り出して所得控除の対象とすることかどうか。また、低所得者の中には自動車を有していない方も多く考えられることから、こうした控除を設けることは所得再分配の観点から適切なのかといった問題点があるかと思ひます。

この問題について、所得税の控除でございまして、所得税、稼得した所得の大きさに依つて負担を求めるといふことが、ある意味、税の根幹にあるわけではございまして、こうした考え方に基づきますと、一般論として、所得控除を設けるかどうかというところは、担税力の減殺の調整の必要性ですとか特定の政策目的を推進する必要性があるかどうかといった点を考える必要がある一方で、課税ベースを小さくし、稼得した所得の大きさに依つて負担を求めるといふ所得の根幹を損ないかねない面がある、こういう点をどう考えるか、慎重な検討が必要だと考えております。

これまでも政府税制調査会の答申で、こうした新たな控除を設けることにつきましては、制度がいたずらに複雑になりかねないとか、稼得した所得の大きさに依つて負担を求めるといふ所得の根幹を損ないかねないことから、基本的に適当でない旨が指摘されてゐるところでございまして、こうし

た点を踏まえながら、御提案について、慎重な検討が必要ではないかと現時点では考えております。

○古本委員 慎重な検討は必要というお言葉がありましたので、これはゼロ回答ではなかつたというふうに出てゐます。

なぜならば、あまたの控除の中に、少なくとも保険料という概念は既に存在していますから、もし車検代も控除していただけたらというのなら、控除してもらつたら大歓迎ですよ。だつて、これは法定車検ですから。法定経費として払つてゐるんですから。片や、他の確定年金やら何やらは任意ですからね。

やはり地方都市ほど、実は担税力がないのに重く負担してしまつてゐる税は何かといふと、これは自動車関係諸税なんです。自動車関係諸税を減税してほしいと言つたら、与党の先生方は道路をつくるのが先だとおっしゃるんです。かつての道路特定財源であつたのは事実ですから、今はもう廃止してゐますけれども。

その議論からいへば、並行して、私は、実は任意保険を初め、車にかかわる諸経費を経費として控除認定するというのは、他方で消費税をしつかり上げていく上でのセットとしてあつていいんじゃないかなというふうに出てゐるわけでありまして。大臣に戻つてきていただいたので、最後に。

先ほどの古川委員の話にも出ていたんですけれども、私も実は、二つの大きな動きの一つが子供保険だつたんです、かぶるのではしりましたけれども。

やはり、自民党の皆さんの人生百年時代の制度設計特命委員会、これは小泉進次郎さんという将来の政治家が取り扱つてゐるということについて、僕は、政策は何をやるかよりも誰が言うかというところの方がより大事だと思つてゐるので、みんな子育てを頑張ろうよというのを、子育てが終わつた世代が言うより、これから結婚して子育てをしようじゃないかという若い政治家の皆さんが、有望な方が言つておられるということにエー

平成二十九年四月二十五日

ルを送りたいと思います、誰がということに關して。

ところが、何をに關して言えば、これは子供国債とか教育国債とか、結局、ツケを送る話の代替としては一つの考え方だと思いますけれども、あまねく皆様に漏れなく負担していただく公平な税という意味では、私は消費税にまさるものはないと思いますよ。

きようは厚労に來ていただいていたんですけれども、ちよつと申しわけなかつたです。既に大臣がコメントを出されていますが、保険の徴収とか未納問題とか、どうしてもこういう問題が伴う保険より、コンビ二で消費税を払いたくないともめ出したら警察が來ますよ。そういう意味では、私は消費税ほど公平な税はないと思いますね。

大臣、一つの考えだとおっしゃいましたけれども、本当は消費税の方がいいと思つておられるんじゃないですか。お願いします。

○麻生國務大臣 古本先生、間違ひなく消費税が最も公平な税制、その点に關しては、私は全く賛成します。

金持ちが最も嫌がるのが消費税、世界じゅう、あまねく、みんな同じことを言われますので、それが一番いいんだと思いますけれども、これはなかなか、別の御意見もありますので、意見の分かれるところかとは思いますが。

やはり、消費税というのは消費に比例してかかつてくるわけですから、消費税というのは、ヨーロッパの場合なんかを見ましても大体二〇%前後まで行つておるわけで、そういう意味では、消費税というのは非常に公平な税制なんだと、私もそう思いますけれども、不思議なこと、日本では、まじめなんですか、一〇からずっと、一五から二〇ぐらい上がつていくときにその国に住んでいくことがあるんですけども、勝手に上げていくんですね、みんな。だつて、値上がりと同じなんだ。日本だけ、まじめに四月一日からせえのやるわけですね。せえのやつてゐるのは日本だけです。ほかの国は勝手に

みんな値上げというか、内税ですから、外税じゃありませんから。そういうやり方が、はあ、国民性の違いなんだと思つて、当時、住んでいたときにそういう記憶があるんですけども。

子供保険とかなんだとか、いろいろな意見が今出ているのは知らないわけではありませぬけれども、私も私としては、消費税というのが税としては最も公平性を確保できる税だ、そう思つております。

○古本委員 ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。

財政法第九條は、「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」とありまして、国有地の売却、貸し付けに適正な対価を求めております。

当然、国民の財産を売り払うわけですから、公正公平な手続で行わなければならない。当然だと思ひますけれども、財務省はこのような姿勢で国有地売却に当たつてゐるのかどうか、まず冒頭に確認をしたいと思ひます。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員おっしゃいました財政法九條、「国の財産は、法律に基く場合を除く外、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」ということでございまして、私ども、この財政法に基づきましてやつておるところでございます。

○宮本(岳)委員 先週、二十一日金曜日の衆議院国土交通委員会の私の質疑で、佐川理財局長は、近畿財務局の職員が今後の手続について説明資料」という文書を作成し、私学審で検討される前に森友学園に渡したことを認められました。配付資料一がその文書であります。しかも、大阪府私学審議会で初めて審査される直前の二〇一四年十二月十七日に、近畿財務局内で担当職員から森

友学園側に手渡され、説明を受けたとされております。

文書は、大阪府私学審が認可適当とし、国有財産近畿地方審議会が認可することを前提に、そのスケジュールを十四の手続ごとに説明してあります。森友学園が提出すべき書類について、その時点で明確な内容を書き込んだひな形を六種類、別添資料として財務省が用意するなど、普通、財務省の対応としてあり得ないくらい懇切丁寧な説明をしてゐるの印象を持ちました。

佐川理財局長は、事務手続が円満に進むように、先方に対して参考となるものを渡してゐる、何ら不自然なことはないと答弁しておられましたけれども、とても、そのようなことをふだんからしてゐると思ひません。

確認いたしますが、国有財産近畿地方審議会の二カ月前に、その後の手続を文書にして購入希望者に説明するようなことを、理財局は国有地売却の手順として通常行つてゐるのかどうか、お答えいただけますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員の御提出の「今後の手続について」という説明資料でございます。

国有地の処分の手続につきましては、説明資料につきましても、私どもは、国有地の処分に当たりましては、その国有地を要望する者が、国有地の取引の経験に乏しく、必要となる事務手続を承知していない場合、あるいは、要望者が想定するスケジュールが、国側が必要とする期間を考慮していない場合などには、要望者が国有地を取得した後に円滑な事業の進捗等に影響が生じるため、必要となる手続、スケジュール等につきまして、相手方が理解をした上で事務を進めることは不可欠でございます。

したがいまして、財務局の方から要望者に対して、処分方針の決定前におきまして、処理方針が確定していないということを明らかにした上で、国有財産の処分に係る制度、必要となる事務手続、想定されるスケジュール等を説明すること

は、各財務局において一般的に行われてゐるところでございます。

それで、今の委員の御質問のことでございますけれども、そういう国有地を処分する際に、相手方に対する説明でございますが、各財務局の現場におきましては、相手方にもよります、それから土地の状況等にもよると思ひます、そういうものを考慮しながら、例えばですけれども、参考となる法令などを参照しながら、もちろん口頭で説明を行うケースもあろうかと思ひますし、今のよう

に、手続あるいはスケジュールをわかりやすく資料にまとめた文書を手交して説明を行うなど、各事案ごとに、現場でさまざまな工夫を行いつつ対応が行われてゐるというふうに承知してござい

ます。

○宮本(岳)委員 森友学園のこのケースでは、別添資料として、国有財産有償貸付合意書や売買予約契約書などに、金額や名前などを除き、確定できるものは全て書き込んであります。半年後に締結する実際の契約書とはほぼ同じものであります。

常識的に考えて、認可の是非を検討する審議会の前に契約書のひな形を購入希望者に示すことは通常の手順とは到底思ひません。

配付資料二を見ていただきたい。別添資料二の確認要望書というものであります。

森友学園が提出すべき近畿財務局長への要望書でありますけれども、その理由までが書き込まれております。財務局の職員が森友学園の事情をまさにそんたくし、「今回の計画は小学校新設であるため、校舎建設等に多額の初期投資を必要とすること等から、当初の費用負担を極力抑えたいと考えております。」と、森友学園の要望を書いてあります。

ここまで準備をすれば、ひな形の説明というよりも、むしろ代筆ではありませぬか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

まず、最初の御質問の方でございまして、けれども、森友学園の方は、この手続書を先方に渡したのが二十六年の十二月ということですが、

二十五年、一年以上前の九月に取得等要望書が出てございますので、その間、近畿財務局との間でさまざまやりとりをしているところでございませう。

そういう中で、そういうやりとりを踏まえて、先方は、最初は買い受けをできないので貸し付けで、その後買い受けということでございまして、そういう意味では、売買予約付きの定期借地契約というような少し難しい契約でもございませう、そもそも、国有地の取引になれておられないということもございまして、それから、その土地の状況が地下埋設物あるいは土壌汚染があるといったようなことで、通常の国有地の処分ということに比べますとかなり複雑なものでございまして、そういう意味では、二十五年、前年の九月に取得要望が出されてからの先方とのやりとりも踏まえて、そうした内容を、通達上に、私ども、貸付契約の標準的な様式がありますので、そこに織り込んで、それを先方に対して説明をしたというところでございませう。

それから、二番目の御質問の、今の要望書のお話でございます。この要望書につきましては、私どもは、まず、今申しましたように、前年の九月に取得等要望書を受け付けておりますけれども、その後、さらに定期借地契約の締結についての要望書も受け付けているところでございませう。森友に対する買い受けを前提とする貸し付けにつきましては、期間内に買い受けをできない場合には更地返還ということになってございまして、そういう定期借地契約を結ぶということになってございませう。つまり、私どもは、買い受けの確実性を高めたいということで当時対応しておりました。

したがって、そういう点について森友学園が承知していることを明確化するということが、早期の国有地の購入について森友学園側が認識をしてもらう必要があるということがありましたので、そういう早期購入を促す内容を近畿財務局側で記載しまして、森友側が内容を確認した上で、改めて要望書の提出を求めたというふうに聞いてございます。

○宮本(岳)委員 何の説明にもなっていないですよ。そうしたら代筆するんですか。

その続きの文面も驚きです。「国有地の処分は売払いが原則であることは何とおりますが、このような事情を斟酌いただき、下記国有地について十年間の事業用定期借地契約と売買予約契約の締結をお願いいたします。」とあります。

財務省の職員が財務省に対し、おもんばかりで、しんしゃくしてほしいなどといった文書を作成している。これは試験官が答案を代筆してやっているようなものでありまして、余りにも職務を逸脱しているんじゃないやしませんか。こんなものを近畿財務局の職員はふだんからつくっているんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今答弁をしたことと重複いたしますが、私どもは、本件国有地につきましてはなるべく買い受けをしていただきたいというふうに思っておりますが、学校法人ということで、最初は、資金の関係もあり、貸し付けから始まって、それで買い受けということになってございました。

したがって、定期借地契約とすることで、更地返還が必要となるということで、買い受けの確実性を高めたいということになって、買い受けしたので、そういう意味で、先方に、先ほど申しましたが、森友側もこれをきちんと明確化してもらいたい、それから、早期購入についてもきちんとしたいということで、要望書という形でございまして、このような形でありまして、中身につきましては、いわゆる早期購入を促す内容ということでございませう。

○宮本(岳)委員 答弁になつてないじゃないですか。要望書というのは、森友学園が近畿財務局に出すんですよ。何で近畿財務局が書くんですか、その中身まで。そんなことが普通にやられているわけがないんですよ。

「予断を持って国有地売却等の是非について申

し上げた事実がございませう。」佐川理財局長は繰り返し答弁をしておりました。土地購入希望者に成りかわつて、財務省に対してのお願いの文書まで作成してくれば、誰だって、よもや財務省が、やはり国有地は売れませんかとい出すとは考えないでしょう。ここまで文書をそろえるとは、まさに不動産屋並みのサービスじゃありませんか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

この説明資料の冒頭に書いてございませうように、この説明資料そのものは、先ほどから御説明しておるように、仮に全体の手続が終わつて、ここにありますが、別添資料の各書式は現時点で確定したものではありません。定期借地契約は、大阪府私学審議会において本件計画が認可相当と答申され、国有財産近畿地方審議会でも本件売り払いを前提とする貸し付けが適当と答申された後に締結されることとなります。こういうふうになつてございませうので、私どもは、事務手続上、先方とのやりとりを踏まえた上での今後の手続について説明をしただけで、そういう意味で、どういうふうになつて後処分するかという是非については、先方に申し上げるということではございませう。

○宮本(岳)委員 いやいや、こういうものをあらかじめつくつて示してやれば、またそれを見せられれば、当然、この国有地は財務局によって売り払われるという予断を与えることは明瞭でありまして、私学審議会開催の直前にこういうものまで渡して、そして、財務省は大阪府と協力をして、私学審議会の認可相当を得るために、積極的にこの国有地売却を進める姿勢を示してきたことは、これはもう逃れられない事実だと私は指摘しなければなりません。

では次に、埋設物撤去費用の算定基準となる深さ九・九メートルと三・八メートルについてお伺いしたいと思います。

森友学園へのもう一つの優遇ぶりを示すのが、八・二億円という値引き問題なんですね。この間、何度質問いたしましたが、地下埋設物撤去費用の算定基準となる深さ九・九メートルと三・八メートルについて、その根拠をまともに答えられないわけですね。

くい掘削工事で、深さ九・九メートルのところから廃材等のごみが出た後、工事関係者により八カ所の試験がなされました。工事関係者と近畿財務局、大阪航空局が参加をして、二〇一六年三月三十日と四月五日に現地確認がなされました。くい打ち部分以外は深さ三・八メートルとすることが決まったわけでありませう。

多くの議員から要請されている、その八カ所の試験場所が示された資料と、メジャーで三・八メートルがはかられた写真というものを国会に提出してもらいたい、こういう要求について、航空局は、業者に確認をとると言つて、提出を拒否しております。

これは国土交通省に聞きますが、工事業者にはいつ要請をして、どのような返事を受け取っておりますか。

○和田政府参考人 お答えをいたします。

八カ所の試験場所を明示した図面や御指摘の写真につきましては、本件土地の売却をめぐる一連の問題が本年二月に発覚して以降、随時、工事関係者に対して、国会への提出について了解を得るべく連絡をとっているところでございませうが、現段階では了解を得られていないところでございませう。

○宮本(岳)委員 もう何日もたっているんですけども、なぜ了解を得られないんですか。

○和田政府参考人 お答えをいたします。

工事関係者からは慎重に対応したいというお答えをいただいておりますけれども、本日、宮本委員からも御指摘をいただきましたので、改めて提

配付資料三は、財務省が作成したものであります。財務省作成資料の試験箇所七カ所について確認したいと思うんですね。

○佐川政府参考人　お答え申し上げます。

まず、十一日に新たな埋設物が発見され、三月十四日に近畿財務局の職員と大阪航空局の職員で現地赶赴しております。その後、三月三十日ですが、学園側において業者が試掘を行ったとの話ですが、受けまして、近畿財務局の職員が現地の確認に参りました。そのときにつくった資料でございますが、これは、私どもの職員でございますので、現地に大量の廃棄物が存在していたことを記録に残すことを目的として作成されたものでございます。

そういう意味では、その試掘の個数などに付きましては、精緻に記せていない可能性があるということについては御理解を賜りたいというふうに思います。ただ、確認の状況でございますが、現地に大量の廃棄物が存在していたことは確認してございます。それについては、現地で穴も掘られており、その周辺にカラーコーンが配置されて

○宮本(岳)委員　では、間を縫って穴が掘られているのを確認したんですか。

現地にその職員が赴いて、写真も以前に提出を
 させていただいているところでございますけれど

ということを企図したものでございませぬので、そういう意味では、そこを歩きながら写真を撮り、埋設物があることを確認し、それを執務室に戻ってから、記憶に応じて番号を書いてみましたというところでございしますので、その点については御理解を賜りたいというふうに思います。

校舎建築物内の三方所の試験箇所で、ごみが確認できた深さは、それぞれ何メートルでしたか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

したがって、私どもは、三月三十日に、学園側において業者が試掘を行ったという話を受けまして、取り急ぎ現地の状況を確認してございます。

○宮本(岳)委員 近畿財務局と大阪航空局は、く

ごみの確認をしなかったのはなぜですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私どもは、先ほど申しました

○和田政府参考人 お答えをいたします

私どもは、八・二億の見積もりに当たりまして、検証可能な材料で積算をしたということです。

くい打ち部分は、建築物の下で均等に配置され、約四百本のくいが建築物の下に埋まっております。そのエリアの地下埋設物の分布は、くい掘削部分では九・九メートル、くいの部分以外では

これは、廃材などのごみが均等に、しかも深さを変えて埋まっている、こういうことではないんですね。

くい掘削部分に關しましては、九・九メートルのくい掘削工事の過程で、ごみが出てきたということでした。

○宮本(岳)委員 結局、このような手順を見る

佐藤航空局長は、この見積もりの考え方について

つまり、ごみがどこまであるかどうかは重要ではなく、どれだけ価格を下げておくべきかが判断基準だったということです。

先生御指摘のとおり、平成二十九年三月二十四日の参議院予算委員会におきまして、私どもの航空局長が御指摘のとよりの答弁をさせていただいております。

どれだけ価格を下げるかということについてでありますけれども、将来発生するごみのリスクについて、佐川理財局長は、三月十五日の衆議院財務金融委員会で、「ほかの部分についても、そういった土壌汚染がある可能性も否定はできない」と述べました。

さらなる土壌汚染も撤去費用の見積もりの瑕疵担保に係る将来リスクとして考えているようであ

りますけれども、このリスクに対する国の責任を金額でどれだけ算定しているんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる隠れた瑕疵のお話でございます。本件土地には既に土壌汚染の履歴があることはもう明らかになってございます。浅い部分についてあつたわけでございますが、そういうことも踏まえますと、ほかの部分においても土壌汚染がある可能性は決して否定できないという点につきまして、私どもは答弁申し上げます。

ただ、本件の土地の適正な価格を決めるに当たっては、当時、契約の相手方である森友は、学校建設が迫る中、大変急いでおつたということで、国による責任で開校がおくれるとかできないとかということであれば、私どもは責めを問われるおそれがあつたということは答弁申し上げておりますが、そういうことを念頭に、いまだ明らかとなつていないものも含め、本件土地に関する一切の国の責任を免除するとの特約条項を付すことを念頭に置きながら、近畿財務局から、私どもは知見と経験のある大阪航空局に撤去費用の見積もりを依頼しまして、両者の協議、調整を踏まえまして、更地価格から撤去費用を差し引いた時価によつて土地を売却したということでございます。

○宮本(岳)委員 佐川理財局長はまた、二〇一七年四月二十日、参議院の国交委員会において、木くずの腐食により、建設物の安全性に重大な影響を及ぼす、さらに、地下水の汚染や臭気、風評被害等を引き起こすおそれもあると例示をし、もう一切国として今後責任をとらないというふうな瑕疵について免除されるという特約をつけるべきだという必要性から、埋設物の撤去費用を見積もつたと答弁しております。

本当にこのようなりスクがあれば重大であります。将来的には、建物の建てかえまで想定されなくてはなりません。これを配慮して撤去費用を見積もるのであれば、大変な額になる可能性が出てくると思うんですね。

常識的に考えて、普通、顕在化されていない将

来のリスク、いわゆる隠れ瑕疵については、年限を設けて売り主の瑕疵が免除される条項が契約書に盛り込まれるのが通常であります。いつまでたつても、永久に売り主の瑕疵担保責任が追及されるというのはあり得ない話であります。実際、森友学園との売買予約契約書の別紙の第七条にも、引き渡しの日から二年間の瑕疵担保特約を盛り込んでおります。

しかし、今回の見積もりに当たっては、まさに将来にわたる過大な見積もりで八・二億円という額を差し引いた、こういうことではありませんか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

国有地を売却する場合、今委員がおっしゃいましたように、通常、売買契約の中に、引き渡しの日から二年間の瑕疵担保条項というのを盛り込んでおられるところではございます。

ただ、本件につきましては、まさに学校側が建設工事を進める中で新たな埋設物が発見されまして、私どもは、民法上、貸し主であります国として埋設物に対応しなければならぬ。先ほど申しましたように、万が一小学校開設に影響が出ればそれなりのリスクもあるということで、私どもは、本件土地に小学校が建設されることを前提に、今後さらにどういう埋設物なり土壌汚染が出てくるかわからない中で、隠れた瑕疵も含めて一切の瑕疵について売り主である国の責任を免除するということを念頭に、大阪航空局におきまして、十分な知見に基づきまして適正に処分費用を見積もつて、不動産鑑定士の評価した更地価格から控除して売却価格を算定したということでございます。

○宮本(岳)委員 まさにそういう値引きが過大な見積もりを生み、そして、いかに価格を引き下げたかということ、これは検討された、答弁にあつたとおりであります。

八億二千万円の地下埋設物撤去費用が見積もられ、値引きされた要因の一つが、二〇一五年の秋の土壌改良工事のときに埋設物を全て撤去せ

ず、そのまま放置されたことがあります。なぜ放置されたかを解く鍵となるのが、私が最初に明らかにした、二〇一五年九月四日の近畿財務局の会議室で行われたこの打ち合わせ記録であります。その時期に、地下埋設物の撤去に関して、近畿財務局、大阪航空局及び森友学園側との間で打ち合わせが持たれていることは佐川理財局長も認めております。

再度確認しますけれども、佐川局長は、この打ち合わせ記録に書かれている九月四日の近畿財務局で行われた打ち合わせの事実を近畿財務局及び理財局の職員から確認できなかったということですね。そしてあわせて、かつ、その打ち合わせ記録について、森友学園の関係者から説明を受けた、もしくは提供されたとの報告を現時点で近畿財務局及び理財局の職員から受けていないということですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の九月四日の建設業者が作成したとされるメモということでございます。これにつきましては、過日、この財務金融委員会御法川委員長から、事実関係の確認をするように御指示をいただきました。私が当時の担当者の統括官に確認をいたしまして、途中は少し省略いたしますが、「二十七年九月当時」、「九月初旬に大阪航空局とともに関係業者と工事内容等について打ち合わせを行つていた記憶はある。」「ただし、業者に對して、産業廃棄物の場内処理を求めるような発言を行つたことはなかった」ということでございます。

それから、最後の方の御質問でございますが、この打ち合わせ記録についての提供を受けているかということについては、私どもは、財務局の方で持っているかどうかについては承知してございません。

○宮本(岳)委員 二〇一五年のこの時期に実施していた土壌改良工事では、結果として、廃材などの地下埋設物は、有益費の対象であるにもかかわらず、取り除かれなかったわけですね。有益費とし

て財務省に請求もされておられません。

打ち合わせ記録のポイント、埋設物の撤去はせず、埋め戻すことを財務局により指示されたことが記録に残っているということでもあります。

例えば、打ち合わせ記録によれば、建築に支障のある産業及び汚染土は瑕疵に当たするため費用負担義務が生じるが、それ以外の産業廃棄土処分が通常の十倍では到底予算はつかないが、借り主との紛争も避けたので、場内処分の方で協力お願いしますと財務局の職員が述べております。これは、しかし、職員の側は認めていないということでありましたね。打ち合わせ記録において、キアラ設計は、小学校の開校も延びたので、設計段階で可能な限り場内処分計画を検討します、こう述べてもおります。

埋設物の埋め戻しを財務局の職員が示唆したと言われるこの打ち合わせ記録について、三月二十三日の証人喚問で籠池氏は、二〇一六年三月のくい打ち工事中に新しいごみが発見され、十四日に現地で近畿財務局と大阪航空局との三者で確認したときまでにその打ち合わせ記録を見ていないと、葉梨議員の質問に答えております。暗に、三月十四日ごろに打ち合わせ記録の内容を知つたことをほのめかしております。

翌三月十五日に、籠池夫妻は、東京の財務省理財局を訪れ、理財局の国有財産審理室長、いわゆる谷査恵子氏のファクスで回答した職員、田村室長と面談をいたしました。新しいごみが発見されてすぐに上京するぐらいですから、相当頭にくていたと思います。

その後、籠池氏が言う神風が吹いて、八億二千万円が値引きされる、このスキームに流れていくわけですね。三月十五日から、撤去費用を値引くスキームが決まる三月三十日の約二週間、大きく事態は動いたということでもあります。

この時期の出来事を見れば、三月十五日の理財局訪問の最大の目的は、三月十一日に発見された新たな廃材とごみの処分だけではなく、土壌改良工事のさなかの打ち合わせで財務省職員の示唆に

平成二十九年四月二十五日

より廃材等ごみがその場に埋め戻されたことを知って、現場の近畿財務局ではなく、理財局側と直談判することで打開しようとしたと考えられます。

確認するけれども、その理財局との面談において、九月四日の打ち合わせ記録が話題となり、財務省職員が埋め戻し発言について何か籠池氏側からクレームがあったのではありませんか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

二十八年度の三月十一日に新たな埋設物が発見されました。その後、近畿財務局の方に籠池理事長が、新しいのが見つかったという話があった。その後、本省にアポの電話があった。私どもの審理室長が籠池理事長御夫妻と面会したということについては前にもここで御答弁したと思います。が、そのときに担当のその室長に聞いてござい

ます。そのときの経緯につきまして聞いたところ、先方より、これまでの経緯についての説明があり、その後、新たな埋設物が発見されたので至急対応してもらいたいという要望があった。それで、当方からは、事実を踏まえて法令に従って対応する、引き続き、現地で近畿財務局が大阪航空局と連携して対応するというふうに対応したと聞いてござい

ます。今委員の御質問の点でござい申し上げますけれども、本人、室長に聞いておりますけれども、新たに発見された地下埋設物への早急な対応を求められ、現場で適切に対応すると応じておりますが、その以前にこれまでの経緯についての説明があったようござい申し上げますけれども、そうした経緯の中で今みたいな有益費の関係についても言及されたかもしれないけれども、本人の記憶では、新たに発見された埋設物への早急な対応というのがそこでやりとりをしたという記憶でございまして、その他につきましても、具体的な内容等については記憶していません。ごさいいます。

○宮本(岳)委員 かもしれないという答弁でありましたね。

例えば、理財局の面談で田村室長に対し籠池氏は、金曜日に現地で総合打合せがあった、山のよう土が埋もれている、全体、そこにはピニール、革靴、長靴があったと現地でごみを見たときの描写をして、理財局の職員がそのまま埋め戻してほしいと言ったことについて非難をしたというような事実はございませうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

随分前から、この籠池理事長夫妻が審理室長に、訪問した話については御質問いただいてございまして、審理室長には聞いております。

その中で、審理室長が言うには、まず、もちろん初対面でございまして、要望書を出して以来のこれまでの経緯について御説明がある。それで、それから、今回新たに発見された埋設物への早急な対応というようなお話だったというふうには本人は記憶しておりますので、そういう意味で、これまでの経緯についての説明の中では、当然、有益費とかさまたまな、二十五年九月以来の経緯でございまして、そういうものについても言及をされたかもしれないけれども、具体的な内容については記憶をしていないというのが本人の説明でござい

ます。○宮本(岳)委員 かもしれないとは述べられました。もう一つ聞きましょう。

前年の秋に谷査恵子夫人付を介して行われたやりとりを思わせる話を、紹介者に対して申しわけないとか、あの方自身が愚弄されていると思つたから僕来たんですと、自分の支持者には安倍総理や安倍昭恵夫人がいることを示唆し、交渉したのではありませんか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

新たに発見された地下埋設物への早急の対応を求められたということについては強く覚えて、現場で適切に対応するということが、近財と大阪航空局で連携して対応するということがお答えしているようござい申し上げますけれども、それ以外の経緯等のお話につきましては、それ以外の具体的な内容

容については本人は記憶していないということでござい

ました。○宮本(岳)委員 田村審理室長との面談は、八・二億円の埋設物撤去費用がどのような交渉の中で決まっていたのか、この日を境に神風なるものがどうして吹いたのか、その経緯を知る上で重要な面談であります。

私は、三月十五日の面談内容について、根拠を持って佐川理財局長にたまたしたわけですが、これも、全て否定をされております。

二〇一五年九月四日の打ち合わせ記録が理財局との面談で籠池氏側から提示されているならば、あなた自身も、私が打ち合わせ記録を初めて取り上げた二月二十四日の予算委員会の答弁から、ずっと虚偽の答弁をしてきたことになり

ます。この面談について、録音された音源があるとの情報があります。明らかにされれば、それは重大な証拠となります。

とにかく、当委員会に当事者を参考人として出てきていただいて、事態の解明を進めることが必要だと考えます。当委員会にて、田村嘉啓国有財産審理室長と籠池前理事長の参考人招致を要求したいと思いますが、委員長、理事会での御協議をお願いいたします。

○御法川委員長 後ほど、理事会で協議をいたします。

○宮本(岳)委員 この問題は、決して幕引きなど許されるものではありません。引き続き、徹底的に追及することを申し上げて、本日の質問を終わります。

○御法川委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。私からも、一般質疑三十分間、よろしくお願ひします。

先ほど、共産党の宮本委員の質疑を聞いておりまして、参考人招致のお願いをされていましたが、我が党からも常に、理事会のたびに申し上げておりますけれども、朝鮮学校、そして朝日新聞

聞、読売新聞等マスコミのトップ、きちんと呼んで、同時にやってくださいということをお願い申し上げます。

改めてお願い申し上げます。○御法川委員長 これについても、理事会で引き続き協議をいたします。

○丸山委員 きょうは、一般質疑ということで種々聞いていきたいんですが、まず最初に、多少記事に出ておまして、今、非常に問題じゃないかと

言われ始めている、いわゆるメルカリとかヤフーオークションといったオークションサイトに、普通はオークションサイトという物が出品されるんですけども、現金がオークションの商品として出品されていて、実はそれが、どういことかという、例えば十萬円の現金を出品して、入札価格が十一万、十二万とか、十三万円で入札させるといふ、ある意味、手口と言つてもいいと思うんですけども、こういったものな

んです。では、何で十萬円が十二萬円や十三萬円で売れるんだといふましたら、恐らく、現金がすぐ欲しい、お金に困っている、けれども、現金が手に入らない、通常の金融機関では借りられないような方々が、クレジットカードのショッピング枠を使つて十萬円を入札する、ショッピングの価格としては十二、三萬円なわけですよ、でも現金がすぐ手に入るといふ、闇金のような状況がこのオークションサイトで起こっているということ。

私も実際に見ました。実際に見たら、現金が本当に並んでいて、現金の出品が並んでいるんですけれども、実は、この数日、報道が出ましたので、それによつて、今挙げたようなメルカリ、そしてヤフーオークション、最大手のオークションサイトが、これはまずいと思われたのだと思うんですけども、自主規制に入られて、現金の出品を削除していく対応をしているんです。

まず、このオークションサイト、大手以外にもちろんまだまだありまして、また、見ています

と、メルカリなんかはさらに巧妙化して、現金じゃなくて、現金がだめだというのなら、次はSuicaで出品する。Suicaは、実は、上限二万円が入るので、そのSuicaの二万円を例えば五枚セットでやれば十万円分になるわけで、それをJRのキャッシングのところに、つまりビューカードの入金のところですね、そこに行ったら払い戻して二万円が戻ってくるという、巧妙化しているんです。

それは、後ほど金融庁にちゃんと聞きたいのですが、つまり、貸金業法、貸し金をしているのに、結局、抜け道で、貸金業法の抜け穴となっているんじゃないかというふうに思うんです。

まず、こうしたオークションサイトの商品として、現金取引が貸金業法に当たるのかどうか、もう一つ、今挙げたようなSuica等換金性が通常のものよりもさらに高いもの、今挙げたような事例も含めて、法律上どのような位置づけになっているのか、お答えいただけますでしょうか。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

メルカリ等のネットオークションサービスにおいて、出品者が現金を出品し、急ぎで現金を必要としている者等が割高な価格で落札し、その支払いをクレジットカードで行った上で、現金の交付を受けているという報道があったことは我々も承知しております。

報道以上の詳細は承知しておりませんので、確たることは申し上げられないんですけれども、貸金業法上は、金銭消費貸借の要件であります金銭の交付と返還の約束が行われていれば、貸金業法で言う金銭の貸し付けに該当すると解されております。

最終的には個別に判断される必要があるんですけれども、そういった意味で、現金をオークションに出すということに関しては、貸金業法の貸し付けとされるケースというのはいくら得るものではないかなというふうに考えております。

それからSuicaでございますけれども、恐らくSuicaは、貸金業法もさることながら、

資金決済法上の問題というのでも検討しなければいけないんじゃないかなというふうに、これもやはり個別の話でよく検討しなければならぬのでございませうけれども、資金決済法というのは、資金決済に関するサービスを適切に実施し、前払い式支払い手段を利用する利用者の保護が目的でございませう。ということなので、資金決済法上、チャージ済みの交通系のICカード等の前払い式支払い手段を譲渡するという点に関して、それを禁止するということにはなっておりませんし、譲渡を禁止するか否かというのは、前払い式支払い手段発行者に委ねられているという位置づけでございませうので、資金決済法上の問題に直ちにはならないのかなというふうに考えております。

○丸山委員 まず、後段のSuicaの方は驚きで、つまり、合法的に、貸金業に近いことができるのに、ほぼ貸金業ができるのに、貸金業法上の規制がかからない方法が回っているわけですね。一応、業界としては、メルカリやヤフーオークション、大手、最大手はこれを今規制し始めたということですが、

まず、確認からしたいんですけれども、そもそも、お金を貸すということとを業とする場合には、貸金業法がありまして、もちろん、きちんと登録をしなきゃいけない。金利も上限があつて、例えばさっき言ったような十万円を十三万とか十二万とかいうのは、明らかにその上限を超えていると思いますし、また罰則もあると思うんですけれども。

このあたり、万が一、貸金業法に今申し上げたような現金取引がまず当たるんだというのなら、これに違反している可能性があれば、それはもちろん罰則を受ける、罰せられるものだという認識でいらつしやるのかどうか。そして、政府として、この現状、まず現金の方ですけれども、どのように対応されているかと考えているのか、ちよつと前向きな、現状を見ていただいたと思いますので、よろしくお願いします。

○遠藤政府参考人 現金のオークションに関して

お答えします。

もちろん、事実をよく確認する必要があるのでございませうけれども、本件の出品者の行為というのは貸金業に該当する可能性があると思います。これは、出品者が貸金業に当たる可能性があるということと、それから、ネットオークションの事業者は貸金業の媒介に該当する可能性があると思います。この貸金業に該当する者、それから貸金業の媒介に該当する場合は、これは貸金業の登録を取る必要があります。

先生御指摘のように、貸金業の無登録営業を行った場合には、刑事罰がかかりまして、貸金業法上は、十年以下の懲役もしくは三千万円以下の罰金、またはこれを併科するという適用がございませう。

我々金融庁といたしましては、内容をよく確認した上で、貸金業法だけの話であれば我々金融庁でございませうけれども、他の法律にも当たらないのかということで、関係省庁とも連携しつつ、個々の事案に応じて適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員 しつかりやっていただきたいと思いますが、まず確認からということとでございませうけれども、きのう来、何度かやりとりをして、誠実に御対応いただいていると思いますので、見ていただいて。

今の御答弁だと、つまり、オークションの場を提供している者に対しても罰則が適用される可能性はあるということですから、これはしつかり見ていただかなきゃいけない、法律違反の可能性が高いということですね。

Suicaの件は、非常に抜け穴として、このまま放置していくのは危険だなというのが正直な、要は、つまり、今お話をされたような貸金業の規制がかからないので、また、一括でやってしまえば制販販売法もかからないと思ひますので、基本的には合法的に、貸金業の登録をせずに、一手間かければできてしまうような状況になつてしまふと思うんですが、この点については、言及

できる範囲で何か前向きな御答弁をいただきたいんですけれども。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

チャージ済みの交通系ICカードに関して、事案を見ながら、さらに検討させていただきたいなというふうに考えているのでございませうけれども、チャージ済み交通系のICカードは、Suicaの場合を例にとりますと、Suicaの所有権というのはJRにございまして、Suicaのカードを持っている方々に所有権はございませう。そういうことでございませうので、しかも、この譲渡は禁止されております。

ただ、委員の御指摘は、Suicaの譲渡そのものではなくて、Suicaの中に化体されているお金の譲渡、金銭的価値の譲渡だということとでございませうので、Suicaのカードに化体されている金銭的価値というものをオークションを使って譲渡された場合に、それが貸金業法上どのような位置づけになるのかというのはさらに検討させていただきたいなというふうに思っておりますし、そのほかの法律、例えば古物営業法とかそういうものとの関係でこれが法令違反ということに認定されるのかどうかということに関しても、関係省庁と協力して検討していきたいなというふうに考えております。

○丸山委員 現時点でできる限りの前向きな御答弁をいただきますと、ありがとうございます。

最後に、クレジットカードのショッピング枠の現金化、今回、具体的な例示を挙げましたけれども、かつても、一時期問題になつてというお話があつたというふうに聞いておりますけれども、この全体の現金化のあり方。

要は、何でもかんでもなるかというところ、結局、やはり、お金に困っている人の最後の最後のお金を、現物を手に入れる手段になつてしまつて、でも、それが、では次に返せる当てがあるのかということ、そんなショッピング枠まで手を出さなきゃいけない状況なので、明らかに難しいわ

○丸山委員 例えば、午前中の参議院の方の質疑で、岩田副総裁が来られていまして、御答弁されているんですけども、出口戦略について、幾つ

考えには変わりはありません。

○丸山委員 足元では低迷しているけれども、一方で、先行きを考えれば達成するんだというの

策につきましては、従来からの中央銀行のマネーと整合的な形で経済活動をサポートして、

意されてきたことが、今回もIMFCのコミュニケで全く同じ文言で、これはコミュニケですから会議に参加した全ての人が合意しない限りコミュニケは出せませんので、米国を含め、単にG7、G20だけではなくて、IMFCの場合は、いわずにIMF加盟はたしか百八十九カ国だと思います。

で為替等々については、これはプロの世界に任せるという話になっておるのを受けておりますので、ムニユーシシ財務長官との間で話をさせていただいておりますけれども。

この方の場合、基本的に、出身がゴールドマン・サックスというところで、前のジャック・

しておくからというような話は、前の長官から聞いたことがありませんけれども、この方の場合はそれが言えるというところが今までとは違うかなという感じが実感です。

○丸山委員　今、直接、大臣からも御発言がありましたけれども、為替の乱高下が起きていますの

り十一カ国では、せっかくここまで来たんだからさらに進めていこうというオーストラリア等々の意見というのがありますので、私どもとしては、このTPPはTPPとして、十一カ国でやれるところがあるのであれば、これは日本の国益に沿うのであればそっちをやった方がいいに決まっています。

ますから、そつちをやつていこうじゃないかという話に対して、我々との間のバイの、NAFTA、NAFTAというのは北米自由貿易協定のことですけれども、北米自由貿易協定の改定も同じように今大統領は発言をしておられますので、そちらの方の改定の方が焦眉の急だという発言はしておられますけれども。

現実問題として、日本との間でバイでやろうという話はいろいろなところから聞こえてきましたし、直接お話もさせていただきましたけれども、あれは十二カ国だからあれだけのものがおたくらはとれたけれども、バイになった場合は、うちはそちらに譲つてもとるところがないのであれば、とてもじゃないけれども、あれと同じような話をさらに前に進めていこうといったら、うちは交渉に応じることはない、当たり前じゃないか、だって、二人でやつていっているんだから、譲れるところがないんだつたら、では、そつちは何を出すんだという話にしかならぬから、それは無理ですよという話はしておりますので。

本人もその点は十分理解を、本人というのは、交渉した副大統領やら財務長官等々のレベルではその話ができておると思つておりますので、今からまだ話めていくことになると思つてすけれども、丸山先生御存じのように、相手はまだ、副長官も審議官も財務官も誰もいませんので、そういった意味ではちよつと、二人でしゃべつていてもなかなか、隣の人を見ても、何か余りわかつてない人が隣にいて意味がないので、こちらの方が一方的にしゃべることになりますので。もうちよつと人数がそろわないと、なかなか、本人も、この種の財務長官なんという、現場をよく知つていても、財務長官というような、組織を動かしたことをやつた人ではありませんので、そういった意味では、今後、何回となく話をして、だんだんだんだん話を進めていかぬとは思つていまずけれども。

両方とも、基本的に、アメリカ・ファースト、それはみんな同じなので、その上で妥協していく

話ですから、そういった意味では、私どもとしては、これから時間をかけて話をしていくというのに関しまして、その枠組みをどうやつてつくるかという話をさせていただかないかぬところだと思つておりますので、最初はまずそこから思つております。

○丸山委員 時間が来ましたので終わりますが、アメリカはアメリカ・ファーストでしょうが、我々はジャパン・ファーストだ、日本第一だというふうに思いますので、その意味で、二国間の方も、アメリカを除くTPPイレブンの方も、しっかりとやつていただきますようお願い申し上げます。私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、内閣提出、銀行法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣麻生太郎君。

銀行法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました銀行法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

情報通信技術の進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携、協働を推進することにも、利用者保護を確保することが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、電子決済等代行業者に登録制を導入し、利用者に関する情報の安全管理や、電子決済等代行業を営むに際しての金融機関との契約締結等を求めることといたしております。

第二に、金融機関に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の作成、公表等を求めることとしております。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、銀行法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

目次中「第七章の五 指定紛争解決機関」を

「第七章の五 電子決済等代行業
第一節 通則(第五十二條の二―第五十二條の六)
第二節 業務(第五十二條の八―第五十二條の十一)
第三節 監督(第五十二條の十二―第五十二條の十三)
第四節 認定電子決済等代行業者協会(第五十二條の十四)
第五節 雑則(第五十二條の十六―第五十二條の十七)
第七章の六 指定紛争解決機関

条の六十一の七)
条の六十一の八)
条の六十一の九)
条の六十一の十)
条の六十一の十一)
条の六十一の十二)
条の六十一の十三)
条の六十一の十四)
条の六十一の十五)
条の六十一の十六)
条の六十一の十七)
条の六十一の十八)
条の六十一の十九)
条の六十一の二十)
条の六十一の二十一)
条の六十一の二十二)
条の六十一の二十三)
条の六十一の二十四)
条の六十一の二十五)
条の六十一の二十六)
条の六十一の二十七)
条の六十一の二十八)
条の六十一の二十九)
条の六十一の三十)
条の六十一の三十一)
条の六十一の三十二)
条の六十一の三十三)
条の六十一の三十四)
条の六十一の三十五)
条の六十一の三十六)
条の六十一の三十七)
条の六十一の三十八)
条の六十一の三十九)
条の六十一の四十)
条の六十一の四十一)
条の六十一の四十二)
条の六十一の四十三)
条の六十一の四十四)
条の六十一の四十五)
条の六十一の四十六)
条の六十一の四十七)
条の六十一の四十八)
条の六十一の四十九)
条の六十一の五十)
条の六十一の五十一)
条の六十一の五十二)
条の六十一の五十三)
条の六十一の五十四)
条の六十一の五十五)
条の六十一の五十六)
条の六十一の五十七)
条の六十一の五十八)
条の六十一の五十九)
条の六十一の六十)
条の六十一の六十一)
条の六十一の六十二)
条の六十一の六十三)
条の六十一の六十四)
条の六十一の六十五)
条の六十一の六十六)
条の六十一の六十七)
条の六十一の六十八)
条の六十一の六十九)
条の六十一の七十)
条の六十一の七十一)
条の六十一の七十二)
条の六十一の七十三)
条の六十一の七十四)
条の六十一の七十五)
条の六十一の七十六)
条の六十一の七十七)
条の六十一の七十八)
条の六十一の七十九)
条の六十一の八十)
条の六十一の八十一)
条の六十一の八十二)
条の六十一の八十三)
条の六十一の八十四)
条の六十一の八十五)
条の六十一の八十六)
条の六十一の八十七)
条の六十一の八十八)
条の六十一の八十九)
条の六十一の九十)
条の六十一の九十一)
条の六十一の九十二)
条の六十一の九十三)
条の六十一の九十四)
条の六十一の九十五)
条の六十一の九十六)
条の六十一の九十七)
条の六十一の九十八)
条の六十一の九十九)
条の六十一の百)

に改める。

第二中第二十二項を第二十五項とし、第十七項から第二十一項までを三項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の三項を加える。

17 この法律において「電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 銀行に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の

次回は、明二十六日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十一分散会

銀行法等の一部を改正する法律案

銀行法等の一部を改正する法律

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。

二 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

18 この法律において「電子決済等代行業」とは、第五十二條の六十一の二の登録を受けて

電子決済等代行業を営む者をいう。

19 この法律において「認定電子決済等代行事

業者協会とは、第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

第四十七条第二項中「より、」を「より」に改め、同項ただし書中「第八条」の下に「第十二条の第二項」を、「第二章の二」の下に「第十二条」を加え、「第五項、」を「第六項、」に改める。

第四十七条の三の次に次の一条を加える。

(外国銀行支店の事業年度)

第四十七条の四 外国銀行支店の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の事業年度の期間と同一の期間(当該期間が一年であるものであつて、当該期間の開始の日が各月の初日であるものに限り)とする。ただし、事業年度の開始の日を変更する場合における変更前の最後の事業年度については、変更後の最初の事業年度の開始の日の前日までとする。

第四十九条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 外国銀行支店の事業年度の変更をしようとするとき。

第五十二条の三十九第一項中「ときは」の下に「内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより」を加える。

第五十二条の六十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第七章の五を第七章の六とし、第七章の四の次に次の一章を加える。

第七章の五 電子決済等代行業

第一節 通則

(登録)

第五十二条の六十一の二 電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

(登録の申請)

第五十二条の六十一の三 前条の登録を受けよ

第一類第五号 財務金融委員会議録第十五号

うとする者(次条第二項及び第五十二条の六十一の五において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取扱いされている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名

三 電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十二条の六十一の五第一項各号(第一号口を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第五十二条の六十一の四 内閣総理大臣は、第五十二条の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第五十二条の六十一の五 内閣総理大臣は、登

平成二十九年四月二十五日

録申請者が次の各号のいずれかに該当すると

き、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ハ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第百二十一条の五の九第一項(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第百二十一条の五の二第一項(登録)の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六条の五の二第一項

(信用協同組合電子決済等代行業の登録)の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九条第七項(銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十五条の四第一項(登録)の登録の取消し

(6) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第五項(銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十九条の五第一項(登録)の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項(農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十五条の五の二第一項(登録)の登録の取消し

(8) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の十九第一項又は第二項(登録の取消し等)の規定による同法第六十条の三(登録)の登録の取消し

(9) この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し

二 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(1) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業

電子決済等代行業の廃止の命令

- (2) 水産業協同組合法第二百一一条の五の八第四項(電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業)の規定による同法第二百一一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

- (3) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項(電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業)の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令

- (4) 信用金庫法第八十五条の十一第四項(電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業)の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令

- (5) 労働金庫法第八十九条の十二第四項(電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業)の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令

- (6) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項(電子決済等代行業者による農林中央金庫電子決済等代行業)の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

- (7) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項(電子決済等代行業者による商工組合中央金庫電子決済等代行業)の規定による同法第六十条の二第一項(定義)に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

- (8) 農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央

金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(7)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

ホ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

- (3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- (4) 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

- (5) 法人が前号二(1)から(8)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を

経過しない者

- (6) 前号ハからホまでのいずれかに該当する者
三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
ロ 前号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する者

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)
第五十二条の六十一の六 電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

- 3 電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- (廃業等の届出)
第五十二条の六十一の七 電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により電子決済等代行業の全部の

承継をさせたとき、若しくは電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき、その電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

- 二 電子決済等代行業者である個人が死亡したとき、その相続人
三 電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

- 四 電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人
五 電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

- 2 電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。

第二節 業務

(利用者に対する説明等)
第五十二条の六十一の八 電子決済等代行業者は、第二十七条各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く)を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 電子決済等代行業者の権限に関する事項
三 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

- 四 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
五 その他内閣府令で定める事項
2 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業に関し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を

防止するための情報の利用者への提供、電子決済等代行業業に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等代行業業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(電子決済等代行業者の誠実義務)

第五十二条の六十一の九 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

(銀行との契約締結義務等)

第五十二条の六十一の十 電子決済等代行業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 電子決済等代行業の業務(当該銀行に係るものに限る。次号において同じ。)に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に關する事項

二 当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に關する事項

三 その他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

3 銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣

府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(銀行による基準の作成等)

第五十二条の六十一の十一 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

第三節 監督

(電子決済等代行業に關する帳簿書類)

第五十二条の六十一の十二 電子決済等代行業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に關する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(電子決済等代行業に關する報告書)

第五十二条の六十一の十三 電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に關する報告書を作成し、内閣府令で定めるところにより、内閣府に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第五十二条の六十一の十四 内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があるときは、その必要の限度において、当該電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は当該電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(一)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。に對し、当該電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第五十二条の六十一の十五 内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、当該職員に当該電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣府令で定めるところにより、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者若しくは電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第五十二条の六十一の十六 内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十二条の六十一の十七 内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 電子決済等代行業者が第五十二条の六十一の五第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく内閣府令の処分違反したとき、その他電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できない

とき、又は電子決済等代行業者の所在(法人である場合に於ては、その法人を代表する役員の所在)を確認できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等代行業者から申出がないときは、当該電子決済等代行業者の第五十二条の六十一の二の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第五十二条の六十一の十八 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録を取り消したとき。

二 第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録がその効力を失つたとき。

第四節 認定電子決済等代行事業者協会

会

(認定電子決済等代行事業者協会の認定)

第五十二条の六十一の十九 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この節において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 電子決済等代行業者の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 電子決済等代行業者を社員(以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な

業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定電子決済等代行事業者協会の業務)

第五十二条の六十一の二十 認定電子決済等代行事業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が電子決済等代行業者を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む電子決済等代行業者に關し、契約の内容の適正化その他電子決済等代行業者の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む電子決済等代行業者の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 電子決済等代行業者の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の営む電子決済等代行業者に關する利用者からの苦情の処理

七 電子決済等代行業者の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、電子決済等代行業者の健全な発展及び電子決済等代行業者の利用者の保護に資する業務

(会員名簿の縦覧等)

第五十二条の六十一の二十一 認定電子決済等代行事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定電子決済等代行事業者協会でない者(信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定)の規定による認定を受けた者その他これに類する者とし

て政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定電子決済等代行事業者協会の会員でない者(信用金庫法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務)に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等代行事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(利用者の保護に資する情報の提供)

第五十二条の六十一の二十二 認定電子決済等代行事業者協会は、第五十二条の六十一の二十九の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等代行業者の利用者の保護に資する情報について、電子決済等代行業者の利用者に提供できるようにしなければならない。

(利用者からの苦情に關する対応)

第五十二条の六十一の二十三 認定電子決済等代行事業者協会は、電子決済等代行業者の利用者から会員の営む電子決済等代行業者に關する苦情について解決の申出があつたときは、その苦情に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定電子決済等代行事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定電子決済等代行事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定電子決済等代行事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(認定電子決済等代行事業者協会への報告等)

第五十二条の六十一の二十四 会員は、電子決済等代行業者が行つた利用者への保護に欠ける行為に關する情報その他電子決済等代行業者の利用者の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定電子決済等代行事業者協会に報告しなければならない。

2 認定電子決済等代行事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第五十二条の六十一の二十五 認定電子決済等代行事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定電子決済等代行事業者協会の役員等は、その職務に關して知り得た情報を、認定業務(当該認定電子決済等代行事業者協会が信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定)の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務)に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。)の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第五十二条の六十一の二十六 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律(平成十八年法律第四十八号)第十一条各号(定款の記載又は記録事項)に掲げる事項及び第五十二

条の六十一の十九第二号に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等代行業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十二条の六十一の二十第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第五十二条の六十一の二十七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定電子決済等代行業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等)

第五十二条の六十一の二十八 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定電子決済等代行業者協会への情報提供)

供

第五十二条の六十一の二十九 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行業者協会の求めに応じ、認定電子決済等代行業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等代行業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

第五節 雑則

第五十二条の六十一の三十 電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第一項第七号中「取得」を「取得され、」に改め、同条第二項第一号中「又はを」又は「に改め、同条第三項第一号中「又はを」又は「に改め、同条第八号中「取得」を「取得され、」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で第五十二条の六十一の十第一項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するとき、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条中第十三号を第十九号とし、第十二号の次に次の六号を加える。

十三 第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録が効力を失つたとき。

十四 第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業者の電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十五 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の

二の登録を取り消したとき。

十六 第五十二条の六十一の十九の規定による認定をしたとき。

十七 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により第五十二条の六十一の十九の認定を取り消したとき。

十八 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

第五十八条中「又はを」を「登録、認定又はに改める。

第六十一条に次の二号を加える。

八 第五十二条の六十一の二の規定に違反して、登録を受けずに電子決済等代行業を営んだ者

九 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けた者

第六十二条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき、」に改め、同条第二号中「第四項又はを」を「第四項、」に改め、同条第五十二条の六十一の十七第一項の規定を「又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定に、」違反した者を「違反したとき、」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第六十三条第一号中「第五十二条の二十七又はを」を「第五十二条の二十七、」に改め、「含む。」の下に「又は第五十二条の六十一の十三」を加え、同条第二号中「若しくは第五十二条の五十三を、」第五十二条の五十三若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項に改め、同条第三号中「若しくは第五十二条の五十四第一項を、」第五十二条の五十四第一項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項に改め、同条第五号中「同条」を「同項」に改め、同条第八号中「又はを」を「若しくは」に、

「書類」を「書類又は第五十二条の六十一の三第三項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」に改める。

第六十三条の二の六を第六十三条の二の七とし、第六十三条の二の五を第六十三条の二の六とする。

第六十三条の二の四に次の一号を加える。

五 第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十三条の二の四を第六十三条の二の五とする。

第六十三条の二の三の次に次の一条を加える。

第六十三条の二の四 第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条の三第二号中「第五十二条の五十二の下に、」第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項を加え、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第六十四条第一項第一号中「第六十二条の下に（第三号を除く。）」を加え、同条第四号中「第六十一条の二の下に、」第六十二条第三号を加え、「第六十三条の二の四」を「第六十三条の二の五」に改める。

第六十五条中「又は銀行代理業者」を「銀行代理業者若しくは電子決済等代行業者」に、「銀

行代理業者が「を」銀行代理業者又は電子決済等
代行業者が「は、百万円」を「又は認定電子
決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清
算人は、百万円」に改め、同条第四号中「第五十
二条の六十一第三項」の下に、「第五十二條の六
十一の六第一項」を加え、「第四項まで」を「第五
項まで」に改め、同条第五号及び第六号中「又
は」を「又は」に改め、同条第十号中「若しくは
第五十二條の五十五」を「第五十二條の五十
五、第五十二條の六十一の十六若しくは第五十
二條の六十一の二十八第一項」に改め、同条第
十一号の二中「同条」を「同条」に改め、同条第
十四号及び第十六号中「又は」を「又は」に改
め、同条第十七号中「若しくは」を「若しくは」
に、「又は」を「又は」に改め、同条第十九号中
「含む」の下に「若しくは第五十二條の六十一
の十二」を加える。

第六十六條の次に次の一条を加える。
第六十六條の二 正当な理由がないのに第五十
二條の六十一の二十一第一項の規定による名
簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料
に処する。

第六十七條を次のように改める。
第六十七條 次の各号のいずれかに該当する者
は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十二條の六十一の二十一第二項の規
定に違反してその名称中に認定電子決済等
代行業者協会と誤認されるおそれのある
文字を使用した者

二 第五十二條の七十七の規定に違反してそ
の名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤
認されるおそれのある文字を使用した者
(農業協同組合法の一部改正)

第二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百
三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 特定信用事業代理業 第九十
二條の二」「第九十二條の五」を「第五章 特定
信用事業代理業(第九十二條の二)」「第九十二條
特定信用事業電子決済等代行業(第九十二條の

五)の二」「第九十二條の五の九」に改める。

第十一條の六第一項中「この項」の下に「及び
第九十二條の五の二第二項第二号」を加える。
第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 特定信用事業電子決済等代
行業

第九十二條の五の二 特定信用事業電子決済等
代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなけ
れば、営むことができない。

前項の「特定信用事業電子決済等代行業」と
は、次に掲げる行為(第一号に規定する貯金
者による特定の者に対する定期的な支払を目
的として行う同号に掲げる行為その他の利用
者の保護に欠けるおそれが少ないと認められ
るものとして主務省令で定める行為を除く。
のいずれかを行う営業をいう。

一 第十條第一項第三号の事業を行う組合に
貯金の口座を開設している貯金者の委託
(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受
けて、電子情報処理組織を使用する方法に
より、当該口座に係る資金を移動させる為
替取引を行うこと(当該組合に対する指図
(当該指図の内容のみを含む。)(の伝達当該
指図の内容のみを伝達にあつては、主務省
令で定める方法によるものに限る。))を受
け、これを当該組合に対して伝達するこ
と。

二 第十條第一項第三号の事業を行う組合に
貯金又は定期積金の口座を開設している貯
金者等の委託(二以上の段階にわたる委託
を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使
用する方法により、当該組合から当該口座
に係る情報を取得し、これを当該貯金者等
に提供すること(他の者を介する方法によ
り提供すること及び当該情報を加工した情
報を提供することを含む。)

第九十二條の五の三 特定信用事業電子決済等
代行業者(前条第一項の登録を受けて特定信

用事業電子決済等代行業(同条第二項に規定
する特定信用事業電子決済等代行業をいう。
以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。は、
同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定す
る主務省令で定める行為を除く。)を行う前
に、それぞれ当該各号の組合との間で、特定
信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結
し、これに従つて当該組合に係る特定信用事
業電子決済等代行業を営まなければならない。
い。

前項の契約には、次に掲げる事項を定めな
ければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務
(当該組合に係るものに限る。次号におい
て同じ。))に關し、利用者に損害が生じた場
合における当該損害についての当該組合と
当該特定信用事業電子決済等代行業者との
賠償責任の分担に関する事項

二 当該特定信用事業電子決済等代行業者が
特定信用事業電子決済等代行業の業務に關
して取得した利用者に関する情報の適正な
取扱い及び安全管理のために行う措置並び
に当該特定信用事業電子決済等代行業者が
当該措置を行わない場合に当該組合が行う
ことができる措置に関する事項

三 その他特定信用事業電子決済等代行業の
業務の適正を確保するために必要なものと
して主務省令で定める事項

第十條第一項第三号の事業を行う組合及び
特定信用事業電子決済等代行業者は、第一項
の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契
約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主
務省令で定めるところにより、インターネッ
トの利用その他の方法により公表しなければ
ならない。

第九十二條の五の四 第十條第一項第三号の事
業を行う組合は、前条第一項の契約を締結す
るに当たつて特定信用事業電子決済等代行業
者に求める事項の基準を作成し、主務省令で

定めるところにより、インターネットの利用
その他の方法により公表しなければならない。
い。

前項の求める事項には、前条第一項の契約
の相手方となる特定信用事業電子決済等代
行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務
に關して取得する利用者に関する情報の適正
な取扱い及び安全管理のために行うべき措置
その他の主務省令で定める事項が含まれるも
のとする。

第一項の組合は、前条第一項の契約を締結
するに当たつて、第一項の基準を満たす特定
信用事業電子決済等代行業者に対して、不当
に差別的な取扱いを行つてはならない。

第九十二條の五の五 特定信用事業電子決済等
代行業者は、農林中央金庫法第九十五條の五
の五第一項の規定に基づき、農林中央金庫と
の間で、特定信用事業電子決済等代行業に係
る契約(農林中央金庫の会員である第十條第
一項第三号の事業を行う組合のうち、農林中
央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電
子決済等代行業者が当該組合に係る特定信用
事業電子決済等代行業を営むことについて同
意をしている組合に係るものに限る。))を締結
した場合には、第九十二條の五の三第一項の
規定にかかわらず、当該組合との間で同項の
契約を締結することを要しない。

第九十二條の五の六 主務大臣は、政令で定め
るところにより、特定信用事業電子決済等代
行業者が設立した一般社団法人であつて、次
に掲げる要件を備える者を、その申請によ
り、次条に規定する業務(第三号及び第四号
において「認定業務」という。)を行う者として
認定することができる。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務の
適正を確保し、並びにその健全な発展及び
利用者の利益の保護に資することを目的と
すること。

二 特定信用事業電子決済等代行業者を社員

信用事業電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

おいては、当該電子決済等代行業者を特定信用事業電子決済等代行業者とみなして、第九十二条の五の三から前条までの規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の

前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二條の六十一の二十一及び第五十二條の六十一の二十六を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農業協同組合等特定制用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三條の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「前条の六十一」の一第三一項中「前条」とあるのは「

二七

と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三條第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の三第一項」と、同法第五十六條第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第九十二条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六に」、「第十三号」を「第十九号」に、「第百三条第二号」を「第百三条第三号」に改め、同条第二項中「第五十六條第十三号」を「第五十六條第十九号」に改める。

第九十二条の九第一項中「第百三条第二号」を「第百三条第三号」に改める。

第九十七条の二「承認」を「承認、登録、認定」に改める。

第九十八條第二項ただし書中「特定信用事業代理業者」の下に「特定信用事業電子決済等代行業者、電子決済等代行業者、認定特定信用事業電子決済等代行業者協会」を加え、同条第三項中「第五十二条の五の十四第一項」の下に「第九十二条の五の九において読み替へて準用する同法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項、第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項」を加える。

第九十九條の二に次の三号を加える。
六 第九十二条の五の二第一項の規定に違反

して登録を受けないで特定信用事業電子決済等代行業を営んだ者
七 不正の手段により第九十二条の五の二第二項の登録を受けた者
八 第九十二条の五の八第四項の規定による特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者
第九十九條の三「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十九條の五中「第二項又は」を「第二項」に、「の規定に違反して」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して」に、「組合又はを」組合」に、「に係る」を「又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る」に改める。

第九十九條の六第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加え、同条第四号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第五号中「第五十二条の五の十四第一項」の下に「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第百條中の「規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定」に改める。

九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定」に改める。

第百條の二に次の一号を加える。
五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員への質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の回答をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百條の五第二号中「第五十二条の五の五十二の下に」第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第百條の六第一項第一号中「第九十九條の三の下に」第三号を除く」を加え、同項第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同項第六号中「第二号を除く」の下に「第九十九條の三第三号」を加える。

第百一條第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「若しくは第九十七條又は」を「第九十二条の五の八第二項若しくは第九十七條又は」に改める。

第九十七條に、「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三條第五項の規定」に改め、同項第五十二号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同項第五十三号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同項中第五十五号を第五十六号とし、第五十四号を第五十五号とし、第五十三号の次に次の一号を加える。

五十四 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

第百三條第二号中「商号中に」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(水産業協同組合法の一部改正)
第三條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七章の三 指定紛争解決機関(第百二十一條の六―第百二十一條の九)」を「第七章の三 特定信用事業電子決済等代行業(第百二十一條の五の二―第百二十一條の五の九)」に改める。

第百二十一條の十第一項中「この項」の下に「及び第百二十一條の五の二第二項第二号」を加える。

第百二十一條の六第一項第四号ハ中「禁錮」を

「禁錮」に改める。

第二百一十一条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第三百三十一条第二号」を「第三百三十一条第三号」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

第二百一十一条の九第一項中「第三百三十一条第二号」を「第三百三十一条第三号」に改める。

第七章の三を第七章の四とし、第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の三 特定信用事業電子決済等代行業

（登録）
第二百一十一条の五の二 特定信用事業電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「特定信用事業電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一 組合（第十一号第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下この章において同じ。）に貯金の口座を開設している貯金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該組合に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該組合に対して伝達すること。

二 組合に貯金又は定期積金の口座を開設している貯金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を取得し、これを当該貯金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

（組合との契約締結義務等）
第二百一十一条の五の三 特定信用事業電子決済等代行業者（前条第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業（同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の組合との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務（当該組合に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該組合と当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該組合が行うことができる措置に関する事項

三 その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3 組合及び特定信用事業電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（組合による基準の作成等）
第二百一十一条の五の四 組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（農林中央金庫と契約を締結する場合の特例）
第二百一十一条の五の五 特定信用事業電子決済等代行業者は、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の五第一項の規定に基づき、農林中央金庫との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約（農林中央金庫の会員である組合のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている組合に係るものに限る。）を締結した場合に、第二百一十一条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該組合との間で同項の契約を締結することを要しない。

（認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定）
第二百一十一条の五の六 主務大臣は、政令で定めるところにより、特定信用事業電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする。

二 特定信用事業電子決済等代行業者を社員（次条及び第二百二十九条の八第五号において「協会員」という。）を含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の業務）
第二百一十一条の五の七 認定特定信用事業電子決済等代行業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が特定信用事業電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業の適正化並びにその取扱い情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基

づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会の営む特定信用事業電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七 特定信用事業電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、特定信用事業電子決済等代行業の健全な発展及び特定信用事業電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業)

第二百一十一条の五の八 第二百一十一条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条第十八項に規定する電子決済等代行業者(以下「電子決済等代行業者」という。)は、特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律若しくは農林中央金庫法又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反した場合その他特定信用事業電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を特定信用事業電子決済等代行業者とみなして、第二百一十一条の五の三から前条までの規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十三まで、第五十三条第五項並びに第五十六条第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。この規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の五の六の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは一部」とあるのは「又は一部」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)

第二百一十一条の五の九 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く。)、第五十三条第五項及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業

業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定特定信用事業電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては組合について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。)(中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「水産業協同組合特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第二項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第二項中「次」とあるのは「(3)又は(9)」と、同法第八(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(3)のと、同法二(二)次」とあるのは「(2)又は(8)」と、同法二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「水産業協同組合法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(2)のと、同項第二号口(4)中「前号八(1)から(9)まで」とあるのは「前号八(3)又は(9)」と、同法二(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(2)又は(8)」と、同法第五十二条の六十

一の八第一項中「第二十七項各号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第二項各号」と、同法第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同法第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の見出し及び同法第一項中「協会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同法第三項中「協会員でない」とあるのは「協会員(水産業協同組合法第二百一十一条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ)でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項」と、同法第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百二十七条第二項ただし書中「特定信用事業代理業者」の下に「特定信用事業電子決済等

代行業者、電子決済等代行業者、認定特定信用事業電子決済等代行業者協会」を加え、同条第三項中「第五十二条の五の九の十四第一項」の下に「第百二十一条の五の九において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項、第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項」を加える。

第百二十八条の二に次の三号を加える。

六 第百二十一条の五の二第一項の規定に違反して登録を受けないで特定信用事業電子決済等代行業者を営んだ者

七 不正の手段により第百二十一条の五の二第一項の登録を受けた者

八 第百二十一条の五の八第四項の規定による特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第百二十八条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき

第百二十八条の五中「含む」又は「を含む」に、「の規定に違反して」を「又は第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して」に、「組合又は」を「組合」に、「に係る」を「又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る」に改める。

第百二十八条の六第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二

条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加え、同条第四号中「の規定」を「若しくは第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第五号中「第五十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第百二十九条の六中「の規定」を「又は第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定」に改める。

第百二十九条の七に次の一号を加える。

五 第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の間問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十九条の八第二号中「第五十二条の五の九第一項」の下に「第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第百二十九条の九第一項第一号中「第百二十

八条の三の下に「(第三号を除く。)」を加え、同条第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同条第六号中「第二号を除く。」の下に「第百二十八条の三第三号」を加える。

第百三十条第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同条第四号中「若しくは第百二十一条の三第三項」を「第百二十一条の三第三項若しくは第百二十一条の五の八第二項」に、「規定又は」を「規定、第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第五項の規定若しくは」に改め、同条第四十六号中「第五十三号」を「第五十四号」に改め、同条第五十一号中「の規定」を「若しくは第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同条第五十二号中「の規定」を「又は第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同条中第五十四号を第五十五号とし、第五十三号を第五十四号とし、第五十二号の次に次の一号を加える。

五十三 第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき

第百三十一条第二号中「商号中に、」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一

第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者(中小企業等協同組合法の一部改正)

第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の九第六項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 四 会員である信用協同組合に係る協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の五

第一項(信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)の契約の締結及び当該契約に係る同法第六条の五の六第一項(信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)の基準の作成

第六十九條の二第一項第三号中「(昭和二十四年法律第百八十三号)」を削る。

第六十九條の五中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第五十六條第十三号」を「第五十六條第十九号」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第五条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第六條の五の二」を「第六條の五の十一」に改める。

第六條の五第二項中「第六條の五の二」を「第六條の五の十一」に、「第十五條」を「第十七條」に改める。

第六条の五の次に次の九条を加える。

(信用協同組合電子決済等代行行業の登録)

第六条の五の二 信用協同組合電子決済等代行行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「信用協同組合電子決済等代行行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 信用協同組合等に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該信用協同組合等に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該信用協同組合等に対して伝達すること。

二 信用協同組合等に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該信用協同組合等から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(信用協同組合等との契約締結義務等)

第六条の五の三 信用協同組合電子決済等代行行業(前条第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等代行行業(同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。))は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、そ

れぞれ当該各号の信用協同組合等との間で、信用協同組合電子決済等代行行業に係る契約を締結し、これに従つて当該信用協同組合等に係る信用協同組合電子決済等代行行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用協同組合電子決済等代行行業の業務(当該信用協同組合等に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該信用協同組合等と当該信用協同組合電子決済等代行行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該信用協同組合電子決済等代行行業者が信用協同組合電子決済等代行行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行行業者が当該措置を行わない場合に当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項

三 その他信用協同組合電子決済等代行行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

3 信用協同組合等及び信用協同組合電子決済等代行行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(信用協同組合等による基準の作成等)

第六条の五の四 信用協同組合等は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用協同組合電子決済等代行行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行

業者が信用協同組合電子決済等代行行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 信用協同組合等は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす信用協同組合電子決済等代行行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行行業を営む場合の契約の締結等)

第六条の五の五 信用協同組合電子決済等代行行業者は、第六条の五の二第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、信用協同組合連合会との間で、信用協同組合電子決済等代行行業に係る契約(当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合のうち、当該信用協同組合連合会が当該契約を締結する信用協同組合電子決済等代行行業者が当該信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行行業を営むことについて同意をしている信用協同組合に係るものに限る。)を締結した場合には、第六条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該信用協同組合との間で同項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、信用協同組合電子決済等代行行業者は、同項の契約に従つて、同項の信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用協同組合電子決済等代行行業者が信用協同組合電子決済等代行行業を営むことができる信用協同組合の名称

二 信用協同組合電子決済等代行行業の業務(第一項の信用協同組合に係るもの)に限る。次号において同じ。)に関し、利用者に

損害が生じた場合における当該損害についての当該信用協同組合、同項の契約を行つた信用協同組合連合会及び当該信用協同組合電子決済等代行行業者との賠償責任の分担に関する事項

三 当該信用協同組合電子決済等代行行業者が信用協同組合電子決済等代行行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行行業者が当該措置を行わない場合に第一項の信用協同組合及び同項の契約を行つた信用協同組合連合会が行うことができる措置に関する事項

四 その他信用協同組合電子決済等代行行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

4 信用協同組合連合会は、信用協同組合電子決済等代行行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の信用協同組合に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した信用協同組合連合会及び信用協同組合電子決済等代行行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の信用協同組合は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)

第六条の五の六 信用協同組合連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用協同組合電子決済等代行行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の信用協同組合の名称その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネット

の利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の信用協同組合は、第六条の五の四第一項の基準に代えて、前条第一項の同意を有する旨及び当該信用協同組合を会員とする信用協同組合連合会の名称その他の内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 信用協同組合連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす信用協同組合電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定)

第六条の五の七 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用協同組合電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする。

二 信用協同組合電子決済等代行業者を社員(次条及び第十条の三第四号において「協会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の業務)

第六条の五の八 認定信用協同組合電子決済等代行業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用協同組合電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む信用協同組合電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他信用協同組合電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む信用協同組合電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用協同組合電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の営む信用協同組合電子決済等代行業に關する利用者からの苦情の処理

七 信用協同組合電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用協同組合電子決済等代行業の健全な発展及び信用協同組合電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業)

にかかわらず、銀行法第二十八項(定義等)に規定する電子決済等代行業者(以下この条及び第十二条第一項において「電子決済等代行業者」という。)は、信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、信用協同組合電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号(登録の申請)に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出した電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他信用協同組合電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、信用協同組合電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を信用協同組合電子決済等代行業者とみなして、第六条の五の三から前条まで及び第七條の二第三項の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項(変更の届出)、第五十二条の六十一の七第一項(廃業等の届出)、第五十二条の六十一の八(利用者に対する説明等)、第五十二条の

六十一の九(電子決済等代行業者の誠実義務)、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで(電子決済等代行業に關する帳簿書類、電子決済等代行業に關する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令)、第五十二条の六十一の十七第一項(登録の取消し等)、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで(会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に關する対応、認定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行業者協会への情報提供、雜則)並びに第五十六条(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定並びにこれらの規定に係る第八條の二から第十四条までの規定を適用する。

この場合において、次条第一項において読み替へて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「協同組合による金融事業に關する法律第六條の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)

第六條の五の十 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二登録)、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等)、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業者協会の認定)及び第五十二条の六十一の二十(認定電子決済等代行業者協会の業務)を除く。(電子決済等代行業及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定

第六條の五の十 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二登録)、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等)、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業者協会の認定)及び第五十二条の六十一の二十(認定電子決済等代行業者協会の業務)を除く。(電子決済等代行業及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定

は、電子決済等代行業に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業について、電子決済等代行業に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定信用協同組合電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五の二第一項と、同法第五十二条の六十一の五の二第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(4)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(4)の」と、(1)から(8)までの」とあるのは「(4)の」と、同号二中「次に」とあるのは「(3)又は(8)に」と、同号二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、(1)から(7)までの」とあるのは「(3)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(4)又は(9)と、同号ロ(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(3)又は(8)と、同法第五十二条の六十一の八第

一 項中「第二十七項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号」と、第五十二条の六十一の二十第三号とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八第三号」と、同法第五十二条の六十一の二十五中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

3 信用協同組合電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一 信用協同組合電子決済等代行業を開始し

たとき。

二 信用協同組合等との間で第六条の五の三第一項の契約を締結したとき。
三 信用協同組合連合会との間で第六条の五の五第一項の契約を締結したとき。
四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。
第七條の五中「又は」を「登録、認定又は」に改める。
第八條の二中「第六條の五の二」を「第六條の五の十一」に改める。
第九條中第四號を第七號とし、第三號を第六號とし、第二號の次に次の三號を加える。
三 第六條の五の二第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用協同組合電子決済等代行業を営んだ者
四 不正の手段により第六條の五の二第一項の登録を受けた者
五 第六條の五の九第四項の規定による信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九條の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加へ、同條第一号中「第二十七條又は」を「第二十七條に」、「の規定を」又は「第五十二條の六十一の十七第一項の規定に」、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同條第二号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同條に次の一号を加える。
三 銀行法第五十二條の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
第十條第一号中「又は第五十二條の五十第一項を」、「第五十二條の五十第一項又は第五十二條の六十一の十三に改め、同條第二号中「第二項若しくは」を「第二項に」、「の規定を」若しくは「第五十二條の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定に改め、同條第三号中「第二項若しくは」を「第二項に」に改め、「第五十二條の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二條の六十

一の十五第一項若しくは第二項」を加へ、同條第四号中「第四十五條」を「第四十五條第三項」に、「同條」を「同項」に改め、同條第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は銀行法第五十二條の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同條第二項の規定によりこれに添付すべき書類を加える。
第十條の二の四中第四號を第五號とし、第三號を第四號とし、第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、同號の前に次の一号を加える。
一 銀行法第五十二條の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第十條の二の四を第十條の二の五とする。
第十條の二の三の次に次の一条を加える。
第十條の二の四 銀行法第五十二條の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十條の三第一号中「若しくは第五十二條の五十二」を「第五十二條の五十二、第五十二條の六十一の六第三項若しくは第五十二條の六十一の七第一項」に改め、同條に次の一号を加へる。
四 銀行法第五十二條の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者
第十一條第一項第一号中「第九條の二」の下に「第三號を除く。」を加へ、同項第四号中「第九條」の下に「第九條の二第三號」を加える。
第十二條第一項中「又は信用協同組合代理業者を」、「信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を、「信用協同組合電子決済等

代行業者又は電子決済等代行業者が法人に改め、「清算人」の下に「又は認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第十三号中「第七條の二」を「第六條の五の九第二項若しくは第七條の二に、「若しくは第五十二條の六十一第三項」を「第五十二條の六十一第三項若しくは第五十二條の六十一の六第一項」に改め、同項第十六号中「第五十二條の五十五」の下に、「第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項」を加え、同項第十九号中「の規定」を「若しくは第五十二條の六十一の十二の規定」に改める。

第十五條を第十七條とし、第十四條を第十六條とする。

第十三條第一項中「第十五條」を「第十七條」に改め、同條を第十五條とする。

第十二條の次に次の二條を加える。

第十三條 正当な理由がないのに銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第十四條 銀行法第五十二條の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

(信用金庫法の一部改正)

第六條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の三 指定紛争解決機関(第八十五條の四・第八十五條の五)」を「第九章の三 信用金庫電子決済等代行業(第八十五條の四 指定紛争解決機関(第八十五條の十二・第八十五條の十三)」に改める。

第五十四條第四項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 会員である信用金庫に係る第八十五

第一類第五号 財務金融委員會議録第十五号

條の七第一項の契約の締結及び当該契約に係る第八十五條の八第一項の基準の作成
第九章の三中第八十五條の五を第八十五條の十三とする。

第八十五條の四第一項各号列記以外の部分及び同項第二号中「第八十九條第七項」を「第八十九條第九項」に改め、同項第四号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「第八十九條第七項」を「第八十九條第九項」に改め、同項第八号中「第九十四條」を「第九十四條第二号」に、「第八十九條第七項」を「第八十九條第九項」に改め、同條第二項及び第四項中「第八十九條第七項」を「第八十九條第九項」に改め、同條を第八十五條の十二とする。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 信用金庫電子決済等代行業(登録)

第八十五條の四 信用金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「信用金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く)のいずれかを行う営業をいう。

一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。

二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設し

ている預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む)。

(金庫との契約締結義務等)

第八十五條の五 信用金庫電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く)を行う前に、それぞれ当該各号の金庫との間で、信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用金庫電子決済等代行業の業務(当該金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に対する損害が生じた場合における当該損害についての当該金庫と当該信用金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該金庫が行うことができる措置に関する事項

三 その他信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

3 金庫及び信用金庫電子決済等代行業者は、

第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(金庫による基準の作成等)

第八十五條の六 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(信用金庫連合会の会員である信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

第八十五條の七 信用金庫電子決済等代行業者は、第八十五條の四第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く)を行う前に、信用金庫連合会との間で、信用金庫電子決済等代行業に係る契約(当該信用金庫連合会の会員である信用金庫のうち、当該信用金庫連合会が当該契約を締結する信用金庫電子決済等代行業者が当該信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営むことについて同意をしている信用金庫に係るものに限る。)を締結した場合には、第八十五條の五第一項の規定にかかわらず、当該信用金庫との間で同項の契約を締結することを要し

ない。

2 前項の場合において、信用金庫電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業を営むことができる信用金庫の名称

二 信用金庫電子決済等代行業の業務(第一項の信用金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該信用金庫、同項の契約を行つた信用金庫連合会及び当該信用金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三 当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の信用金庫及び同項の契約を行つた信用金庫連合会が行うことができる措置に関する事項

四 その他信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

4 信用金庫連合会は、信用金庫電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の信用金庫に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した信用金庫連合会及び信用金庫電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の信用金庫は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表し

なければならない。

(信用金庫連合会が会員である信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)

第八十五条の八 信用金庫連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の信用金庫の名称その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の信用金庫は、第八十五条の六第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該信用金庫を会員とする信用金庫連合会の名称その他の内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 信用金庫連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定信用金庫電子決済等代行業事業者協会の認定)

第八十五条の九 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 信用金庫電子決済等代行業の業務の適正

を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする。

二 信用金庫電子決済等代行業者を社員(次条及び第九十条の五第四号において「協会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定信用金庫電子決済等代行業事業者協会の業務)

第八十五条の十 認定信用金庫電子決済等代行業事業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七 信用金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子決済等代行業の健全な発展及び信用金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業)

第八十五条の十一 第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条第十八項(定義等)に規定する電子決済等代行業者(以下この条及び第九十一条第一項において「電子決済等代行業者」という。)は、信用金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、信用金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号(登録の申請)に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他信用金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、信用金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により信用金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を信報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により

第八十六條中「及び第七項」を、「第七項及び第九項」に、「又は」を、「登録、認定又は」に改める。

第八十七條に次の一項を加える。

成二十九年四月二十五日

厚治又松云、会社商一統、台口、兵金、厚治已云、

三二

第八十五条の四第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条中第六号を第九号とし、同条第五号中「又は第七項」を「第七項又は第九項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次の三号を加える。

五 第八十五条の四第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んだ者

六 不正の手段により第八十五条の四第一項の登録を受けた者

七 第八十五条の十一第四項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「第二十七条又は」を「第二十七条」に、「の規定を」又は「第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十条の三第一号中「又は第五十二条の五十第一項」を「第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三に改め、同条第二号中「第二項若しくは」を「第二項」に、「の規定を」若しくは「第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第四十五条」を「第四十五条第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に

「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第九十条の四の六を第九十条の四の七とし、第九十条の四の五を第九十条の四の六とする。

第九十条の四の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十条の四の四を第九十条の四の五とする。

第九十条の四の三の次に次の一条を加える。

第九十条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の五第一号中「第五十二条の五十二の下に」第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第九十条の七第一項第一号中「第九十条の二の下に」第三号を除く」を加え、同項第四号中「第九十条」を「第九十条、第九十条の二第三号」に、「第九十条の四の四」を「第九十条の四の五」に改める。

第九十一条第一項中「又は信用金庫代理業者」を「信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が

法人」を「信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定信用金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「会員」を「会員」に改め、同項第七号中「採らなかつたを」とらなかつたに改め、同項第十四号中「第五十八條第三項」の下に「第八十五条の十一第二項」を加え、「若しくは第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項」に改め、同項第二十六号中「第五十二条の五十五」の下に「第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項」を加え、同項第二十八号中「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十二の規定」に改める。

第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十三条の二 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(労働金庫法の一部改正)

第七条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の四 指定紛争解決機関(第八十九条の五・第八十九条の六)」を「第九章の四 労働金庫電子決済等代行業(第八十九条の五・指定紛争解決機関(第八十九条の十三・第九

五」第八十九条の十二」に改める。

第五十八條の二第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 会員である労働金庫に係る第八十九条の八第一項の契約の締結及び当該契約に係る第八十九条の九第一項の基準の作成

第九章の四中第八十九条の六を第八十九条の十四とする。

第八十九条の五第一項各号列記以外の部分及び同項第二号中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同項第四号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同項第八号中「第三百三条第二号」を「第三百三条第三号」に、「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同条第二項及び第四項中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同条を第八十九条の十三とする。

第九章の四を第九章の五とし、第九章の三の次に次の一章を加える。

第九章の四 労働金庫電子決済等代行業(登録)

第八十九条の五 労働金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「労働金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く)のいずれかをを行う営業をいう。

一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む)の

伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令・厚生労働省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。

二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(金庫との契約締結義務等)

第八十九条の六 労働金庫電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて労働金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の金庫との間で、労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 労働金庫電子決済等代行業の業務(当該金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該金庫と当該労働金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該金庫が行うことができる

措置に関する事項

三 その他労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

3 金庫及び労働金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(金庫による基準の作成等)

第八十九条の七 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて労働金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項が含まれるものとする。

3 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす労働金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(労働金庫連合会の会員である労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

第八十九条の八 労働金庫電子決済等代行業者は、第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)を行う前に、労働金庫連合会との間で、労働金庫電子決済等代行業に係る契約(当該労働金庫連合会の会員である労働金庫のうち、当該労働金庫連合会が当該契約を締結する労働金庫電子決済等代行業者

が当該労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営むことについて同意をしている労働金庫に係るものに限る。)を締結した場合に、第八十九条の六第一項の規定にかかわらず、当該労働金庫との間で同項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、労働金庫電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業を営むことができる労働金庫の名称

二 労働金庫電子決済等代行業の業務(第一項の労働金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該労働金庫、同項の契約を行つた労働金庫連合会及び当該労働金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三 当該労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の労働金庫及び同項の契約を行つた労働金庫連合会が行うことができる措置に関する事項

四 その他労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

4 労働金庫連合会は、労働金庫電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の労働金庫に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した労働金庫連合会及び労働金庫電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の労働金庫は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(労働金庫連合会が会員である労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)

第八十九条の九 労働金庫連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて労働金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の労働金庫の名称その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の労働金庫は、第八十九条の七第一項に規定する基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該労働金庫を会員とする労働金庫連合会の名称その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 労働金庫連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす労働金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定)

第八十九条の十 内閣総理大臣及び厚生労働大

づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 労働金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会の営む労働金庫電子決済等代行業

一 労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする

二 労働金庫電子決済等代行業者を社員（次条及び第百条の五第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の業務)

第百八十九条の十一 認定労働金庫電子決済等代
行事業者協会（前条の規定による認定を受け
た一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に
掲げる業務を行うものとする。

協会員が労働金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む労働金庫電子決済等代行行業に關し、契約の内容の適正化その他労働金庫電子決済等代行行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会の営む労働金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会のこの法律若しくはこの法律に基

- づく命令若しくはこれらに基づく処分又は
- 前号の規則の遵守の状況の調査
- 五 労働金庫電子決済等代行行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- 六 協会員の営む労働金庫電子決済等代行行業に関する利用者からの苦情の処理
- 七 労働金庫電子決済等代行行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、労働金庫電

子決済等代行業の健全な発展及び労働金庫
電子決済等代行業の利用者の保護に資する
業務

(電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業)

第八十九条の十二 第八十九条の五第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項(定義等)に規定する電子決済等代行業者(以下この条及び第一百一条第一項において「電子決済等代行業者」という。)は、労働金庫電子決済等代行業を営むことができる。

電子決済等代行業者は、労働金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号（登録の申請）に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣及び厚生労働大臣の処分に従反した場合その他労働金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法

により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、労働金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により労働金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を労働金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十九条の子決済等代行業者及び第九十一条第三項の規定六から前条まで及び第九十一条第三項の規定

並びに第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項(変更の届出)、第五十二条の六十一の七第三項(廃業等の届出)、第五十二条の六十一の八(利用者に対する説明等)、第五十二条の六十一の九(電子決済等代行業者の誠実義務)、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで(電子決済等代行業に関する

る帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報提供、利用者からの苦情に関する対応、認

定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行業者

協会への情報提供、雑則)並びに第五十六条(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第九十四条第五項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号の

いづれか」とあるのは、第三号と、「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条中「及び第五項」を「第五項及び第七項」に、「又は」を「登録、認定又は」に改める。

第九十一条に次の一項を加える。

3 労働金庫電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 労働金庫電子決済等代行業を開始したとき。

二 金庫との間で第八十九条の六第一項の契約を締結したとき。

三 労働金庫連合会との間で第八十九条の八
第一項の契約を締結したとき。

四 その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

第九十四条第二項中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同条第六項中「第八十九条の五第一項第八号」を「第八十九条の十三第一項第八号」に、「第八十九条の五

第一項に」を「第八十九条の十三第一項に」、
「第八十九条の五第二項を「第八十九条の十三
第二項」に、「第八十九条の五第一項」を「第八
十九条の十三第一項」に、「第八十九条の五第

一項第三号」を「第八十九条の十三第三項第三号」に、「第八十九条の五第三項」を「第八十九条の十三第三項」に、「第八十九条の六第一号」を「第八十九条の十四第一号」に、「第八十九条の

六第二号」を「第八十九条の十四第二号」に、「第八十九条の六第三号」を「第八十九条の十四第三号」に、「第八十九条の六第四号」を「第八十九条の十四第四号」に、「第八十九条の五第一項第五

号」を「第八十九条の十三第一項第五号」に、「第八十九条の五第一項第二号」を「第八十九条の十

三第一項第二号に、「第八十九条の五第一項の」を「第八十九条の十三第一項の」に、「第五十六号第十三号」を「第五十六号第十九号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二(登録)、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等)、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行事業者協会の認定)及び第五十二条の六十一の二十(認定電子決済等代行事業者協会の業務を除く。)(電子決済等代行業)及び第五十六号(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業者に係るものにあつては認定労働金庫電子決済等代行事業者協会について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。

6 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。)(中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項

項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(6)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(6)の」と、同号二(次に」とあるのは「(5)又は(8)に」と、同号二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「労働金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(5)の」と、同項第二号口(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(6)又は(9)と、同号口(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(5)又は(8)と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二十一条第十七項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項各号」と、同条第二項中「営む」とあるのは「行」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員労働金庫法第八十九条の十第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「同法第八十九条の十一第三号」と、同法第五十六号第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の

六十一の十九」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十六条の三第二号中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改める。

第九十七条第一項中「又は銀行法第五十二条の五十三を若しくは銀行法第五十二条の五十三に、「の規定を若しくは銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項報告又は資料の提出若しくは銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項(立入検査)又は銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項(立入検査等)の規定に改める。

第百条中第六号を第九号とし、同条第五号中「又は第五項を」、「第五項又は第七項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三項を加える。

五 第八十九条の五第一項の規定に違反して、登録を受けないで労働金庫電子決済等代行業を営んだ者

六 不正の手段により第八十九条の五第一項の登録を受けた者

七 第八十九条の十二第四項の規定による労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第百条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「若しくは第五十二条の五十六第一項を」、「第五十二条の五十六第一項若しくは第五十二条の六十一の十七第一項に、「違反した者を違反したとき。」に改め、同条第二号中「違反した者を違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三 銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百条の三第一号中「第二項若しくは」を「第二項」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一

項若しくは第二項を加え、同条第二号中「又は第五十二条の五十四第一項を」、「第五十二条の五十四第一項又は第五十二条の六十一の十三に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項」に、「の規定を若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定に改め、同条第四号中「第四十五号を」第四十五号第三項に、「同条を」同項に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類の下に「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第百条の四の六を第百条の四の七とし、第百条の四の五を第百条の四の六とする。

第百条の四の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員

の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百条の四の四を第百条の四の五とする。

第百条の四の三の次に次の一号を加える。

第百条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条の五第一号中「第五十二条の五十二の下に、「第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第百条の七第一項第一号中「第百条の二」の下

に「(第三号を除く。)」を加え、同項第四号中「第百条」を第百条、第百条の二(第三号)に、「第百条の四の四」を「第百条の四の五」に改める。

第百一条第一項中「又は労働金庫代理業者」を「労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代

行者若しくは電子決済等代行者」に、「が法人」を「労働金庫電子決済等代行者又は電子決済等代行者が法人」に改め、「清算人」の下に又は認定労働金庫電子決済等代行者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「会員」を「会員」に改め、同項第十四号中「第六十二条第三項」の下に、「第八十九条の十二第二項」を加え、「若しくは第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項に改め、同項第二十五号中「の規定による」を「第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による」に改め、同項第二十七号中「の規定」を「又は第五十二条の六十一の十二の規定」に改める。

第百二条の二の次に次の一条を加える。
第百二条の三 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第百三条第二号中「商号中に、」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行者事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(農林中央金庫法の一部改正)

第八条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の三 指定紛争解決機関(第九十五条の六―第九十五条の八)」を「第九章の三 農林中央金庫電子決済等代行者等(第九十五条の六―第九十五条の八)」に改める。

五(五)の二―第九十五条の五の十)に改める。

第五十四条第四項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 会員である第三条第五項各号に掲げる者(第九十五条の五の五及び第九十五条の五の六において「会員農水産業協同組合等」という。)に係る第九十五条の五の五第一項の契約の締結及び当該契約に係る第九十五条の五の六第一項の基準の作成
第五十七条第一項中「この項」の下に「及び第九十五条の五の二第二項第二号」を加える。

第八十二条第一項中「及び」を「第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行者、第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行者協会、第九十五条の五の九第一項に規定する電子決済等代行者及び」に改め、同条第三項中「並びに」を「第九十五条の五の十において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項並びに」に改める。

第九十五条の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第九十五条の七第三号中「第九十九条の二の六」を「第九十九条の二の七」に改める。

第九十五条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 農林中央金庫電子決済等代行者等

(登録)

第九十五条の五の二 農林中央金庫電子決済等代行者は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「農林中央金庫電子決済等代行者」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 農林中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの農林中央金庫に対する指図(当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを農林中央金庫に対して伝達すること。

二 農林中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、農林中央金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(農林中央金庫との契約締結義務等)
第九十五条の五の三 農林中央金庫電子決済等代行者(前条第一項の登録を受けて農林中央金庫電子決済等代行者(同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行者をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。))は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間で、農林中央金庫電子決済等代行者に係る契約を締結し、これに従つて農林中央金庫電子決済等代行者を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

なければならない。

一 農林中央金庫電子決済等代行者の業務に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての農林中央金庫と当該農林中央金庫電子決済等代行者との賠償責任の分担に關する事項

二 当該農林中央金庫電子決済等代行者が農林中央金庫電子決済等代行者の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行者が当該措置を行わない場合に農林中央金庫が行うことができる措置に關する事項

三 その他農林中央金庫電子決済等代行者の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3 農林中央金庫及び農林中央金庫電子決済等代行者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(農林中央金庫による基準の作成等)
第九十五条の五の四 農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて農林中央金庫電子決済等代行者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる農林中央金庫電子決済等代行者が農林中央金庫電子決済等代行者の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす農林中央金庫電子決済等代行者に対して、不当

(特定信用事業電子決済等代行業者が会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者又は水産業協同組合法第二百一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業者」と総称する。）は、農業協同組合法第九十

二条の五の二第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)又は水産業協同組合法第二百一条の五の二第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林

中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電
子決済等代行業又は水産業協同組合法第二百
十一條の五の二第二項に規定する特定信用事
業電子決済等代行業(以下この条及び次条に
おいて「特定信用事業電子決済等代行業」と総
称する。)に係る契約(農林中央金庫の会員農
水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当

該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている会員農水産業協同組合等に係るものに限る。を締結した場合には、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第二百一条の五の三第

一項の規定にかかわらず、当該会員農水産業協同組合等との間で農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第二百一条の五の三第一項の契約を締結することを要しない。

前項の場合において、特定信用事業電子決済等代行業者は、同項の契約に従って、同項の会員農水産業協同組合等に係る特定信用事

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる会員農水産業協同組合等の名称

二 特定信用事業電子決済等代行業の業務（第一項の会員農水産業協同組合等に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損

害についての当該会員農水産業協同組合等、農林中央金庫及び当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三 当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の會員農水産業協同組合等及び農林中央金庫が行ふことができる措置に關する事項

四 その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

農林中央金庫は、特定信用事業電子決済等

代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の会員農水産業協同組合等に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

第一項の契約を締結した農林中央金庫及び特定信用事業電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の会員農水産業協同組合等は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三

項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第九十五条の五の六 農林中央金庫は、前条第

一項の契約を締結するに当たつて特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の会員農水産業協同組合等の名称その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の會員農水産業協同組合等は農業協同組合法第九十二條の五の四第一項又は水産業協同組合法第二百一十一條の五の四第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨その他の主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 農林中央金庫は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協

会の認定

第九十五條の五の七　主務大臣は、政令で定めるところにより、農林中央金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備へる者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号業務）において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

二 農林中央金庫電子決済等代行業者を社員

（次条及び第九十九条の三第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる

知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。
 (認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務)

第九十五条の五の八 認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が農林中央金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二、協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告を

三 協会の営む農林中央金庫電子決済等代
行業の適正化並びにその取り扱う情報の適
正な取扱い及び安全管理のために必要な規

四 協会のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 農林中央金庫電子決済等代行業の利用者

六 協会の営む農林中央金庫電子決済等代
集、整理及び提供
の利益を保護するために必要な情報の収

行業に関する利用者からの苦情の処理

七 農林中央金庫電子決済等代行行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、農林中央金庫電子決済等代行行業の健全な発展及び農林中央金庫電子決済等代行行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行行業者による農林中央金庫電子決済等代行行業)

第九十五条の五の九 第九十五条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十条第十八項に規定する電子決済等代行行業者(以下この条及び第百条第一項において「電子決済等代行行業者」という。)は、農林中央金庫電子決済等代行行業を営むことができる。

2 電子決済等代行行業者は、農林中央金庫電子決済等代行行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行行業を営む電子決済等代行行業者が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反した場合その他農林中央金庫電子決済等代行行業の業務に著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行行業者に、農林中央金庫電子決済等代行行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により農林中央金庫電子決済等代行行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行行業者が第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行行業を営む場合に

おいては、当該電子決済等代行行業者を農林中央金庫電子決済等代行行業者とみなして、第九十五条の五の三、第九十五条の五の四及び前二条の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三條第五項並びに第五十六條第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、次条において読み替へて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(農林中央金庫電子決済等代行行業に関する銀行法の準用)

第九十五条の五の十 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く)、第五十三條第五項及び第五十六條第十三号から第十八号までに係る部分に限る。の規定は、電子決済等代行行業に係るものにあつては農林中央金庫電子決済等代行行業について、電子決済等代行行業者に係るものにあつては農林中央金庫電子決済等代行行業者について、認定電子決済等代行行業者協会に係るものにあつては認定農林中央金庫電子決済等代行行業者協会について、銀行に係るものにあつては農林中央金庫について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行行業者登録簿」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項中「次」とあるのは「(7)又は(9)に」と、同法第八(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(7)に相当する」と、(1)から(8)までの「とあるのは」(7)の「と、同号二」中「次に」とあるのは「(6)又は(8)に」と、同号二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農林中央金庫法」と、(1)から(7)までの「とあるのは」(6)の「と、同項第二号口(4)中「前号八(1)から(9)まで」とあるのは「前号八(7)又は(9)に」と、同号口(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(6)又は(8)に」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二條第十七項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項各号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは

「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。)でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の八第三号」と、同法第五十三條第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項又は第九十五条の五の五第一項」と、同法第五十六條第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第九十八條の二に次の三号を加える。

六 第九十五条の五の二第一項の規定に違反して登録を受けずに農林中央金庫電子決済等代行行業を営んだ者

七 不正の手段により第九十五条の五の二第一項の登録を受けた者

八 第九十五条の五の九第四項の規定による農林中央金庫電子決済等代行行業の廃止の命令に違反した者

第九十八條の三「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定に、違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第

二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十九条中「受けた者」の下に「若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者と農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者から農林中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者」を加え、同条第一号中「又は準用銀行法第五十二条の五十第一項」を「準用銀行法第五十二条の五十第一項若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項」に改め、「の規定」を「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定に改め、同条第四号中「第二項若しくは」を「第二項」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第九十九条の二の三の次に次の一条を加える。

第九十九条の二の四 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の三第一号中「若しくは第九十五条の八第一項」を「第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項若しくは第九十五条の八第一項」に、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第九十九条の四第一項第一号中「第九十八条の三」の下に「(第三号を除く。)」を加え、同項第五号中「除く。」の下に「第九十八条の三第三号」を加え、「第九十九条の二の四」を「第九十九条の二の五」に改める。

項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六若しくは第五十三条第五項の規定」に改め、「公告若しくは掲示」を削り、同項第十九号の六中「の規定」を「又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同号を同項第十九号の七とし、同項第十九号の五中「の規定」を「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同号を同項第十九号の六とし、同項第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 準用銀行法第五十二条の二の九の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第九十九条の二の次に次の一条を加える。

第九十九条の三 正当な理由がないのに第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第九十九条の二第二号中「商号中に」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第九十九条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 監督(第五十六条―第六十条)」を「第八章 監督(第五十六条―第六十条)」を「第八章の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業(第六十条の二―第六十条の三十)」に改める。

第五十六条第一項中「及び代理組合等」を「代理組合等、第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者、同条第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会及び第六十条の三十二第一項に規定する電子決済等代行業者」に改め、同条第二項ただし書中「から第六十一条まで」を「第六十条、第六十条の三、第六十条の四第一項、第六十条の五から第六十条の八まで、第六十条の九第一項、第六十条の十五、第六十条の十六第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項、第六十条の十八、第六十条の十九第一項及び第二項、第六十条の二十、第六十条の二十一、第六十条の二十四、第六十条の二十九第一項、第六十条の三十、第六十条の三十一、第六十条の三十二第二項から第四項まで、第六十条の三十三、第六十一条」に改め、同条第三項中「及び第五十八条」を「第五十八条、第六十条の十七及び第六十条の二十九」に改め、同条第五項ただし書中「次条第二項の下に」を「第六十条の二第一項、第六十条の四、第六十条の六第一項、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の十、第六十条の十二、第六十条の十三第一項及び第二項、第六十条の十四、第六十条の十五、第六十条の十九第二項、第六十条の二十六第一項、第六十条の三十一」を加える。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業

(定義)

第六十条の二 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして主務

省令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一 商工組合中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの商工組合中央金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを商工組合中央金庫に対して伝達すること。

二 商工組合中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、商工組合中央金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

2 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」とは、次条の登録を受けて商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者をいう。

3 この章において「認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会」とは、第六十条の二十一の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

（登録）
第六十条の三 商工組合中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

（登録の申請）
第六十条の四 前条の登録を受けようとする者（次条第二項及び第六十条の六において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取扱いされている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。）の氏名

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十条の六第一項各号（第一号口を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類

四 その他主務省令で定める書類

（登録の実施）
第六十条の五 主務大臣は、第六十条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）
第六十条の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けて

いるときは、その登録を拒否しなければならない。

一次のいずれかに該当する者

イ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ハ 第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

ニ 第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又はこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

ホ この法律、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）、信用金庫法、労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）、銀行法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者

ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

（1）成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

（3）禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

（4）法人が第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内

にその法人の役員であつた者で、その取消の日から五年を経過しない者

（5）法人が第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

（6）前号ハからホまでのいずれかに該当する者

三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 外国に住所を有する個人であつて日本

に該当する者

における代理人を定めていない者
口 前号口(1)から(5)までのいずれかに該当する者

2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第六十条の七 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の四第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

3 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の四第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(開業等の届出)

第六十条の八 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を開始したとき、商工組合中央金庫との間で第六十条の十二第一項の契約を締結したとき、その他主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第六十条の九 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃

止したとき、又は会社分割により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき、若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき

その商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である個人が死亡したとき その相続人

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

五 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。
(利用者に対する説明等)

第六十条の十 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行うときは、主務省令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の権限に関する事項
三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

四 商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

五 その他主務省令で定める事項

2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業に關し、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業と商工組合中央金庫が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、商工組合中央金庫電子決済等代行業に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
(商工組合中央金庫電子決済等代行業者の誠実義務)

第六十条の十一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

(商工組合中央金庫との契約締結義務等)
第六十条の十二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、商工組合中央金庫との間で、商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて商工組合中央金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての商工組合中央金庫と当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該商工組合中央金庫電子決済

等代行業者が当該措置を行わない場合に商工組合中央金庫が行うことができる措置に関する事項

三 その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3 商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
(商工組合中央金庫による基準の作成等)

第六十条の十三 商工組合中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて商工組合中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 商工組合中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。
(商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類)

第六十条の十四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に關す

る報告書

第六十条の十五 商工組合中央金庫電子決済等
代行業者は、事業年度ごとに、主務省令で定
めるところにより、商工組合中央金庫電子決
済等代行業に関する報告書を作成し、主務大
臣に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第六十条の十六 主務大臣は、商工組合中央金
庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電
子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保
するため必要があると認めるときは、当該商
工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、
その業務又は財産の状況に関し報告又は資料
の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等
代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代
行業の健全かつ適切な運営を確保するため
必要があると認めるときは、その必要の限度
において、当該商工組合中央金庫電子決済等
代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代
行業の業務に関し取引する者又は当該商工組
合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合
中央金庫電子決済等代行業の委託を受けた
者(その者から委託(二以上の段階にわた
る委託を含む))を受けた者を含む。次項並び
に次条第二項及び第五項において同じ。)に
対し、当該商工組合中央金庫電子決済等代
行業の業務又は財産の状況に関し報告又は資
料の提出を求めることができる。

3 商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商
工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に
関して取引する者又は商工組合中央金庫電
子決済等代行業者から商工組合中央金庫電
子決済等代行業の委託を受けた者は、正当な
理由があるときは、前項の規定による報告又
は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第六十条の十七 主務大臣は、商工組合中央金
庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電

子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保
するため必要があると認めるときは、当該職
員に当該商工組合中央金庫電子決済等代行
業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立
ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関
し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検
査させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による立入り、質
問又は検査を行う場合において、特に必要が
あると認めるときは、その必要の限度におい
て、当該職員に商工組合中央金庫電子決済等
代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代
行業の業務に関し取引する者若しくは商工組
合中央金庫電子決済等代行業の委託を受け
た者の施設に立ち入らせ、商工組合中央金
庫電子決済等代行業者に対する質問若しくは
検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿
書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その
身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が
あつたときは、これを提示しなければならない
。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解してはな
らない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による
商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工
組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関
して取引する者又は商工組合中央金庫電
子決済等代行業者から商工組合中央金庫電
子決済等代行業の委託を受けた者に対する質
問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第六十条の十八 主務大臣は、商工組合中央金
庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電
子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保
するため必要があると認めるときは、当該商

工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、
その必要の限度において、業務の内容及び方
法の変更その他監督上必要な措置を命ずるこ
とができる。

(登録の取消し等)

第六十条の十九 主務大臣は、商工組合中央金
庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれか
に該当するときは、第六十条の三の登録を取
り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の
全部若しくは一部の停止を命ずることができ
る。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が
第六十条の六第一項各号のいずれかに該当
することとなつたとき。
二 不正の手段により第六十条の三の登録を
受けたとき。
三 この法律又はこの法律に基づく主務大臣
の処分違反したとき、その他商工組合中
央金庫電子決済等代行業の業務に関し著し
く不適当な行為をしたと認められるとき。

2 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等
代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を
確認できないとき、又は商工組合中央金庫電
子決済等代行業者の所在(法人である場合に
あつては、その法人を代表する役員の所在)
を確認できないときは、主務省令で定めると
ころにより、その事実を公告し、その公告の
日から三十日を経過しても当該商工組合中央
金庫電子決済等代行業者から申出がないとき
は、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業
者の第六十条の三の登録を取り消すことがで
きる。

3 前項の規定による処分については、行政手
続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定
は、適用しない。

(登録の抹消)

第六十条の二十 主務大臣は、次に掲げる場合
には、商工組合中央金庫電子決済等代行業者
の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第二項の規定により第六
十条の三の登録を取り消したとき。
二 第六十条の九第二項の規定により第六十
条の三の登録がその効力を失つたとき。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業
者協会の認定)

第六十条の二十一 主務大臣は、政令で定める
ところにより、商工組合中央金庫電子決済等
代行業者が設立した一般社団法人であつて、
次に掲げる要件を備える者を、その申請によ
り、次条に規定する業務(以下この章におい
て「認定業務」という。)を行う者として認定す
ることができる。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業
務の適正を確保し、並びにその健全な発展
及び利用者の利益の保護に資することを目
的とすること。

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者を
社員(以下この章及び第七十四条の二第二
号において「会員」という。)に含む旨の定款
の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実にを行うに必要な
業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる
知識及び能力並びに財産的基礎を有するこ
と。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業
者協会の業務)

第六十条の二十二 認定商工組合中央金庫電
子決済等代行業者協会は、次に掲げる業務を
行うものとする。

一 会員が商工組合中央金庫電子決済等代
行業を営むに当たり、この法律その他の法令
の規定及び第三号の規則を遵守させるため
の会員に対する指導、勧告その他の業務
二 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等
代行業に関し、契約の内容の適正化その他
商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用
者の利益の保護を図るために必要な指導、

勧告その他の業務

三 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業務の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 商工組合中央金庫電子決済等代行業務の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業務に関する利用者からの苦情の処理

七 商工組合中央金庫電子決済等代行業務の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、商工組合中央金庫電子決済等代行業務の健全な発展及び商工組合中央金庫電子決済等代行業務の利用者の保護に資する業務

(会員名簿の統覧等)

第六十条の二十三 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会でない者(銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の会員でない者(銀行法第二十九条に規定する認定電子決済等代行事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(利用者の保護に資する情報の提供)

第六十条の二十四 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、第六十条の三十一の規定により主務大臣から提供を受けた情報のうち商工組合中央金庫電子決済等代行業務の利用者の保護に資する情報について、商工組合中央金庫電子決済等代行業務の利用者に提供できるようにしなければならない。

(利用者からの苦情に関する対応)

第六十条の二十五 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、商工組合中央金庫電子決済等代行業務の利用者から会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んで서는ならない。

4 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会への報告等)

第六十条の二十六 会員は、商工組合中央金庫電子決済等代行事業者が行った利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他商工組合中央金庫電子決済等代行業務の利用者の利益を保護するために必要な情報として主務省令で定めるものを取得したときは、これを認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に報告

しなければならない。

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第六十条の二十七 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務(当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会が銀行法第五十二条の六十一の十九の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。)の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第六十条の二十八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十一条第一項各号に掲げる事項及び第六十条の二十一第二号に規定する定款の定め

のほか、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第六十条の二十二第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第六十条の二十九 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その

業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等)

第六十条の三十 主務大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会への情報提供)

第六十条の三十一 主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の求めに応じ、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、商工組合中央金庫電子決済等代行業務に関する情報であつて認定業務に資するものとして主務省令で定める情報を提供することができる。

(電子決済等代行事業者による商工組合中央金

庫電子決済等代行業

第六十条の三十二 第六十条の三の規定にかかわらず、銀行法第二十八条第十八項に規定する電子決済等代行業者(以下この条、次条第七号及び第七十六条において「電子決済等代行業者」という。)は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第六十条の四第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反した場合その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 電子決済等代行業者が第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなして、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の九第一項、第六十条の十から第六十条の十八まで、第六十条の十九第一項、第六十条の二十一から前条まで、次条(第一号を除く。)並びに第六十条の三十四の規定並びにこれらの規定に係る第十章の規定を適用する。この場合において、第六十条の十九第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第三号」と、「第六十条の三の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若し

くは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(主務大臣の告示)
第六十条の三十三 次に掲げる場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十条の九第二項の規定により第六十条の三の登録が効力を失つたとき。
二 第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。
三 第六十条の十九第一項又は第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消したとき。
四 第六十条の二十一の規定による認定をしたとき。
五 第六十条の三十二第二項の規定により第六十条の二十一の認定を取り消したとき。
六 第六十条の三十二第二項の規定により認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 前条第四項の規定により電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じたとき。
(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)
第六十条の三十四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第六十五条中「又は承認を」、「承認、登録又は認定」に改める。
第七十条に次の三号を加える。
三 第六十条の三の規定に違反して、同条の登録を受けずに商工組合中央金庫電子決済

等代行業(第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。第五号において同じ。)を営んだとき。
四 不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。
五 第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。
第七十一条を次のように改める。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一 第五十九条、第六十条又は第六十条の十九第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
二 第六十条の三十二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第七十二条第一号中「第十号若しくは」を「第十号、」に、「の規定」を「若しくは第六十条の十六第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第二号中「若しくは第五十八条第一項若しくは第二項」を「第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「第五十一条」の下に「若しくは第六十条の十五」を加え、「同条を「これら」に改め、同条に次の一号を加える。
六 第六十条の四第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。
第七十三条の次に次の一条を加える。
第七十三条の二 第六十条の二十七の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十四条に次の一号を加える。
五 第六十条の二十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚

偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による職員の間に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。
第七十四条の次に次の一条を加える。
第七十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第六十条の七第三項若しくは第六十条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第六十条の二十三第三項の規定に違反してその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会(第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会をいう。第七十六条及び第七十七条第二号において同じ。)の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。
第七十五条第一項第一号中「第七十一条」を「第七十一条第一号」に改め、同項第四号中「第七十条第一号又は前条」を「第七十条(第二号を除く。)、第七十一条第二号又は前二条」に改める。

第七十六条中「又は株主を」、「株主」に改め、「清算人」の下に「商工組合中央金庫電子決済等代行業者(第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。若しくは電子決済等代行業者(商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同条第二号中「又は第三十九条第七項」を「第三十九条第七項、第六十条の七

「清算人」の下に「商工組合中央金庫電子決済等代行業者(第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。若しくは電子決済等代行業者(商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同条第二号中「又は第三十九条第七項」を「第三十九条第七項、第六十条の七

第一項、第六十条の八又は第六十条の三十二第二項に改め、同条第八号中「又は第十三条第一項」を「第十三条第一項、第六十条の十八又は第六十条の三十一第一項」に改め、同条第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 第六十条の十四の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

第七十六条の次に次の一条を加える。

第七十六条の二 正当な理由がないのに第六十条の二十三第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条の規定に違反したとき。

二 第六十条の二十三第二項の規定に違反してその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十一条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に電子決済等代行業(第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。))第二十七項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。を営んでいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して六月間(当該期間内に新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新銀行法第

五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、当該電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を電子決済等代行業者(新銀行法第二十八項に規定する電子決済等代行業者をいう。以下同じ。))とみなして、新銀行法(第五十二条の六十一の十及び第五十二条の六十一の十一を除く。))の規定を適用する。この場合において、新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し」とあるのは、「電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を同項の規定により新銀行法第五十二条の六十一の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までにおける新銀行法第五十二条の六十一の十の規定の適用については、同条第一項中「は、第二十七項各号」とあるのは「(第二十七項第一号」と、「を」とあるのは「以下この項において同じ。))を行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。は、同号に掲げる行為を」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、「電子決済等代行業」とあるのは「電子決済等代行業(同号に掲げ

る行為を行うものに限る。以下この項及び次項並びに次条第二項において同じ。))とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定電子決済等代行事業者協会又は認定電子決済等代行事業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に特定信用事業電子決済等代行業(第二条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農業協同組合法」という。))第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の規定にかかわらず、当該特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請(その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあつては、同項の申請)について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を特定信用事業電子決済等代行業者(新農業

協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。))とみなして、新農業協同組合法(第九十二条の五の三から第九十二条の五の五までを除く。))の規定を適用する。この場合において、新農業協同組合法第九十二条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新農業協同組合法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から前条第四項に規定する政令で定める日までにおける新農業協同組合法第九十二条の五の三及び第九十二条の五の六(第二項の規定により適用する場合を含む。))の規定の適用については、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項中「同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。))を行う営業をいう。以下この条から第九十二条の五の五までにおいて」と、「同じ。は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第九十二条の五の五までにおいて同じ。))は、同号」と、「行為(同項に規定する主務省令で定

用する新銀行法第五十二條の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新協同組合金融事業法第六條の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新協同組合金融事業法第六條の五

の二第一項の規定にかかわらず、当該信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二條の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同條の登録の申請をした場合にあつては、同項の申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により信用協同組合電子決済等代
 行業を営むことができる場合においては、その
 者を信用協同組合電子決済等代行業者（新協同
 組合金融事業法第六条の五の三第一項に規定す

る信用協同組合電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新協同組合金融事業法（第六条の五の三から第六条の五の六までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において読み替へて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「信用協同組合電子決済

3 前項の規定により読み替えて適用される新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新協同組合金融事業法及び新銀行法の規定の適用

については、当該廃止を命ぜられた者を新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新協同組合金融事業法第六条の五の三及び第六条の五の五並びに第六条の五の七(第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用については、新協同組合金融事業法第六条の五の三第一項中「同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下この条から第六条の五の六までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号とあるのは「この条から第六条の五の六までにおいて同じ。」は、同号と、「行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。)」を行う営業をいう。以下この条から第六条の五の六までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号とあるのは「この条から第六条の五の六までにおいて同じ。」は、同号と、「行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「同号」と、新協同組合金融事業法第六条の五の五第一項中「第六条の五の二第二項各号」とあるのは「第六条の五の二第二項第一号」と、新協同組合金融事業法第六条の五の七中「信用協同組合電子決済等代行業者が」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者(第六条の五の二第二項の登録を受けて信用協同組合電子決済等代行業(同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。)」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行業者協会又は認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行

法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に信用金庫電子決済等代行業(第六条の規定による改正後の信用金庫法(以下「新信用金庫法」という。))第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたとき)、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新信用金庫法第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、当該信用金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請(その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあつては、同項の申請)について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を信用金庫電子決済等代行業者(新信用金庫法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。))とみなして、新信用金庫法(第八十五条の五から第八十五条の八までを除く。))の規定を適用する。この場合において、新信用金庫法第八十九条第七項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「信用金庫法第八十五条の四第一項の登録を取り消し」とあるのは、「信

用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新信用金庫法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新信用金庫法第八十九条第七項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新信用金庫法第八十五条の五及び第八十五条の七並びに第八十五条の九(第二項の規定により適用する場合を含む。))の規定の適用については、新信用金庫法第八十五条の五第一項中「同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。))を行う営業をいう。以下この条から第八十五条の八までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号とあるのは「この条から第八十五条の八までにおいて同じ。」は、同号と、「行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新信用金庫法第八十五条の七第一項中「第八十五条の四第二項各号」とあるのは「第八十五条の四第二項第一号」と、新信用金庫法第八十五条の九中「信用金庫電子決済等代行業者が」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業者(第八十五条の四第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。)」

が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定信用金庫電子決済等代行業者協会又は認定信用金庫電子決済等代行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に労働金庫電子決済等代行業(第七条の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。))第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたとき)、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新労働金庫法第八十九条の五第一項の規定にかかわらず、当該労働金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請(その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあつては、同項の申請)について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を労働金庫電子決済等代行業者(新労働金庫法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。))とみなして、

新労働金庫法(第八十九条の六から第八十九条の九までを除く。)の規定を適用する。この場合において、新労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消し」とあるのは、「労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新労働金庫法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新労働金庫法第八十九条の六及び第八十九条の八並びに第八十九条の十(第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用については、新労働金庫法第八十九条の六第一項中「同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。)を行う営業をいう。以下この条から第八十九条の九までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第八十九条の九までにおいて同じ。」は、同号」と、「行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新労働金庫法第八十九条の八第一項中「第八十九条の五第二項各号」とあるのは

「第八十九条の五第二項第一号」と、新労働金庫法第八十九条の十中「労働金庫電子決済等代行業者」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業者(第八十九条の五第一項の登録を受けて労働金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定労働金庫電子決済等代行業者協会又は認定労働金庫電子決済等代行業者協会の協会員である者については、新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に農林中央金庫電子決済等代行業(以下「新農林中央金庫法」という。第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた日までの間)は、新農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請(その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあつて

は、同項の申請)について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を農林中央金庫電子決済等代行業者(新農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。)とみなして、新農林中央金庫法(第九十五条の五の三から第九十五条の五の六までを除く。)の規定を適用する。この場合において、新農林中央金庫法第九十五条の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新農林中央金庫法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新農林中央金庫法第九十五条の五の三及び第九十五条の五の五並びに第九十五条の五の七(第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用については、新農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項中「同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する主務省令

で定める行為を除く。以下この項において同じ。)を行う営業をいう。以下この条から第九十五条の五の六までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第九十五条の五の六までにおいて同じ。」は、同号」と、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項中「第九十二条の五の二第二項各号」とあるのは「第九十二条の五の二第二項第一号」と、「第九十二条の五の二第二項各号」とあるのは「第九十二条の五の二第二項第一号」と、「第九十二条の五の二第二項各号」とあるのは「第九十二条の五の二第二項第一号」と、新農林中央金庫法第九十五条の五の七中「農林中央金庫電子決済等代行業者」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者(第九十五条の五の二第一項の登録を受けて農林中央金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫電子決済等代行業(第九条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法(以下「新商工組合中央金庫法」という。第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営んでいる者は、施行日から起算して六月間、当該期間内に新商工組合中央金庫法第六十条の六第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により商工組

合中央金庫電子決済等代行行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新商工組合中央金庫法第六十条の三の規定にかかわらず、当該商工組合中央金庫電子決済等代行行業を営むことができる。その者がその期間内に同条又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に新商工組合中央金庫法第六十条の三及び新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合にあっては、新商工組合中央金庫法第六十条の三の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行行業を営むことができる場合においては、その者を商工組合中央金庫電子決済等代行行業者（新商工組合中央金庫法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新商工組合中央金庫法第六十条の十二及び第六十条の十三を除く。）の規定を適用する。この場合において、新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項中第六十条の三の登録を取り消し」とあるのは、「商工組合中央金庫電子決済等代行行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新商工組合中央金庫法及び新銀行法の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により新商工組合中央金庫法第六十条の三の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消の日とみなす。

4 施行日から附則第二項第四項に規定する政令で定める日までにおける新商工組合中央金庫法

第一類第五号 財務金融委員会議録第十五号

第六十条の十二の規定の適用については、同条第一項中「は、第六十条の二第一項各号」とあるのは「第六十条の二第一項第一号」と、「を」とあるのは「以下この項において同じ。」を行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、同号に掲げる行為を」と、「商工組合中央金庫電子決済等代行行業」とあるのは「商工組合中央金庫電子決済等代行行業（同号に掲げる行為を行うものに限る。以下この項及び次項並びに次条第二項において同じ。）とする。」

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新商工組合中央金庫法第六十条の二十三第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（銀行等による方針の決定等）

第十條 銀行等（銀行、農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）は、公布の日から起算して九月を経過する日までに、主務省令で定めるところにより、電子決済等代行業者等（電子決済等代行業者、新農業協同組合法第九十二條の五の三第三項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、新水産業協同組合法第二百一十一條の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、信用協同組合電

子決済等代行業者、信用金庫電子決済等代行業者、労働金庫電子決済等代行業者、農林中央金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、これを公表しなければならない。

2 前項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる銀行等の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

- 一 銀行 内閣総理大臣
 - 二 農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣
 - 三 水産業協同組合法第一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣
 - 四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会 内閣総理大臣
 - 五 信用金庫及び信用金庫連合会 内閣総理大臣
 - 六 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣
 - 七 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣
 - 八 株式会社商工組合中央金庫 経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣
- （銀行等の努力義務）
- 第十一條 電子決済等代行業者等との間で新銀行法第五十二條の六十一の十第一項、新農業協同組合法第九十二條の五の三第三項、新水産業協同組合法第二百一十一條の五の三第三項、新協同組合金融事業法第六條の五の三第三項、新協同組合金融事業法第六條の五の三第三項、新信用金庫法第八十五條の五第一項、新信用金庫法第

八十五條の七第一項、新労働金庫法第八十九條の六第一項、新労働金庫法第八十九條の八第一項、新農林中央金庫法第九十五條の五の三第一項、新農林中央金庫法第九十五條の五の三第一項又は新商工組合中央金庫法第六十条の十二第一項の契約を締結しようとする銀行等は、附則第二條第四項に規定する政令で定める日までに、当該電子決済等代行業者等が、その営む電子決済等代行業者等（電子決済等代行業者、新農業協同組合法第九十二條の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、新水産業協同組合法第二百一十一條の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、信用協同組合電子決済等代行業者、信用金庫電子決済等代行業者、労働金庫電子決済等代行業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等取得することなく当該銀行等に係る電子決済等代行業者等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

2 前項に規定する「識別符号等」とは、銀行等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報等をいう。

（無尽業法の一部改正）

第十二條 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五條の二の三第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に改め、同条第二項中「第五十六條第十三号」を「第五十六條第十九号」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第十三條 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三條の二中「第六條の五の二」を「第六條の五の十一」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十四条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「適用除外」の下に「第七章の五(電子決済等代行業者)」を、「業務規程」の下に「第五十三条第五項(届出事項)」を、「第五十六条第四号」の下に「及び第十三号から第十八号

まで」を加える。
(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十六号の次に次のように加える。

三十六の二 電子決済等代行業者等の登録又は認定電子決済等代行業者協会等の認定

(一) 銀行法第五十二条の六十一の二(登録)の電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 信用金庫法第八十五条の四第一項(登録)の信用金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(三) 労働金庫法第八十九条の五第一項(登録)の労働金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(四) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項(信用協同組合電子決済等代行業者の登録)の信用協同組合電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(五) 銀行法第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業者協会)の認定(認定電子決済等代行業者協会の認定)	認定件数	一件につき十五万円
(六) 信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会)の認定(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)	認定件数	一件につき十五万円
(七) 労働金庫法第八十九条の十(認定労働金庫電子決済等代行業者協会)の認定(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定)	認定件数	一件につき十五万円
(八) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定)の認定(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定)	認定件数	一件につき十五万円

別表第一第九十三号の次に次のように加える。

九十三の二 農林中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会等の認定

(一) 農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項(登録)の農林中央金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 農業協同組合法第九十二条の五の二第一項(登録)の特 定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円

(三) 水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項(登録)の特 定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(四) 農林中央金庫法第九十五条の五の七(認定農林中央金庫 電子決済等代行業者協会の認定)の認定農林中央金庫 電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(五) 農業協同組合法第九十二条の五の六(認定特定信用事 業電子決済等代行業者協会の認定)の認定特定信用事 業電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(六) 水産業協同組合法第二百一十一条の五の六(認定特定信 用事業電子決済等代行業者協会の認定)の認定特定信 用事業電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

別表第一第九十六号の次に次のように加える。

九十六の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会等の認定

(一) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十 四号)第六十条の三(登録)の商工組合中央金庫電子決済 等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一(認定 商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)の 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

(住民基本台帳法の一部改正)

第十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は同法第五十二

条の六十一の二の登録若しくは同法第五十二條の六十一の六第一項の届出を加え、同表の一の四の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は信用金庫法第八十五

条の四第一項の登録若しくは同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の五の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は労働金庫法第八十九条の五第一

項の登録若しくは同法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一

項の届出を加え、同表の一の六の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録若しくは同法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の七の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は農業協同組合法第九十二

条の五の二第一項の登録若しくは同法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の八の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は水産業協同組合

法第二百一十一条の五の二第一項の登録若しくは同法第二百一十一条の五の九第一項において準用

する銀行法第五十二条の六十一の六第一

する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の九の項中又は同法を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録

若しくは同法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同項の次に次のように加える。

一の十 金融庁若しくは財務省
又は経済産業省
株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)による同法第六十条の三の登録又は同法第六十条の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第十七条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

(資金決済に関する法律の一部改正)

第十八条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「第二条第十九項から第二十二項まで」を「第二条第二十二項から第二十五項まで」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第十九条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「エ」を「フ」に改め、同項第三号中エをアとし、ホからコまでをトからテまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済

等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ヘ 認定電子決済等代行業者協会、認定信用金庫電子決済等代行業者協会、認定労働金庫電子決済等代行業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行業者協会、農業協同組合第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会、水産業協同組合第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十条 附則第二条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(運用上の配慮)

第二十二條 電子決済等代行業等に関する改正後の各法律の規定の運用に当たっては、官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三三号)の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

理由

情報通信技術の進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働を推進することにも利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年五月十八日印刷

平成二十九年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K